

新市建設計画

糸魚川市・能生町・青海町



平成16年5月

糸魚川市・能生町・青海町合併協議会

【 目 次 】

I 序 論.....	1
1. 合併の必要性.....	2
(1) 生活圏の一体化に伴う行政の展開.....	2
(2) 地方分権時代に対応したまちづくり.....	2
(3) 行財政基盤の強化と住民福祉の維持向上.....	2
2. 計画策定の方針.....	3
(1) 計画の趣旨.....	3
(2) 計画の構成.....	3
(3) 計画の期間.....	3
(4) その他（行財政運営の方針）.....	3
II 新市の現況と課題.....	5
1. 1市2町の現況.....	6
(1) 沿革.....	6
(2) 位置と地勢.....	6
(3) 面積.....	6
(4) 人口・世帯.....	7
(5) 産業.....	8
(6) 観光.....	9
(7) 公共交通ネットワーク.....	9
(8) 行財政.....	11
2. 1市2町の資源と課題.....	13
(1) 1市2町の資源.....	13
(2) 1市2町の課題.....	15
III 新市建設の基本計画.....	17
1. 新市の将来像.....	18
2. 将来像の基本理念.....	18
3. まちづくりの目標.....	18
4. 基本方針.....	19
5. 主要指標.....	20
(1) 総人口.....	20
(2) 年齢三区分別人口.....	20
(3) 世帯数.....	20
(4) 産業別人口.....	20

IV 新市の施策 21

1. 戦略プロジェクト	22
1) 戦略プロジェクトの目的と構成	22
2) 新市を発展に導く、3つのプロジェクト	23
(1) 情報ネットワークプロジェクト	23
(2) 交通ネットワークプロジェクト	26
(3) まちづくりプロジェクト	28
2. 分野別施策	30
1) 便利で安心の快適都市づくり	30
(1) 交通ネットワークの整備	31
(2) 公共交通機関の機能充実	32
(3) 情報通信基盤の充実	32
2) 自然が美味しい生活都市づくり	33
(1) 環境・国土の保全と魅力ある公共空間の創出	34
(2) 資源循環型社会の形成	35
(3) 質の高い住環境の整備	36
(4) 上下水道等施設の整備	36
(5) 親雪・克雪、防災のまちづくりの推進	37
3) 翠輝く教育文化都市づくり	38
(1) 幼児教育・学校教育の充実	39
(2) 生涯学習の充実	39
(3) 青少年の育成	40
(4) 文化・スポーツの振興	40
(5) 地域固有の歴史・文化の継承と創造	41
4) ふれあいすこやか健康福祉都市づくり	42
(1) 少子高齢化対策の充実	43
(2) 地域福祉と福祉サービスの充実	43
(3) 市民自らの健康づくりの推進	44
(4) 医療体制の充実	44
5) 交流いきいき産業都市づくり	45
(1) 地域産業の活性化と雇用の安定	46
(2) 魅力ある観光の振興	47
(3) 農林水産業の安定と振興	48
(4) 脳わいのある商業拠点の形成	49
6) 自立と協働の躍動都市づくり	50
(1) 自立と協働のまちづくり	51
(2) コミュニティ機能の強化と活動の支援	52
(3) 効率的な行財政運営の推進	52

V 新市における県事業の推進	55
1. 新潟県の役割	56
2. 新市における新潟県事業	56
1) 基盤整備分野	56
2) 生活環境分野	56
3) 産業分野	57
VI 公共施設の適正配置と整備	59
1. 公共施設の適正配置と整備	60
VII 財政計画	61
1. 財政計画の考え方	62
1) 歳入	62
2) 歳出	63
2. 計画表	64
資料	65
1. 新市建設設計画の策定経過について	66
2. 市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）	67
3. 糸魚川市・能生町・青海町合併協議会規約	68
4. 新市建設設計画策定委員会規程	70
5. 糸魚川市・能生町・青海町合併協議会委員名簿	71
6. 新市建設設計画策定委員会委員名簿	72
7. 幹事、事務局、建設設計画検討チーム名簿	73

C

C

I 序 論

C

C

1. 合併の必要性

(1) 生活圏の一体化に伴う行政の展開

糸魚川市・能生町・青海町の1市2町は、西頸城地域としての郷土意識などの連帯感が強く、加えて、近年、交通・情報通信手段などの発展により、住民の生活行動や経済活動は、既存の行政区域の枠組みを越えて拡大し、日常的な交流がますます活発化しています。

また、地理的な一体化はもとより、通勤や通学、買物、医療など、生活全般においても結び付きが強まっています。

こうした中で、さらに一体的な行政を展開し効率化を図るためにには、1市2町の住民の生活圏と行政区域を一致させること、すなわち合併を実現し、共通の理念と意思のもとで行財政運営を行うことが必要です。これは、一層の住民サービスの維持向上にもつながるものと考えられます。

(2) 地方分権時代に対応したまちづくり

地方分権は、地方自治体の自主性、自立性を高めるとともに自己決定権を拡充し、自己責任を踏まえ、地域の実情にあった施策・事業の推進により、個性あるまちづくりを実現しようとするものです。このため、住民自治の拡充や自治体の健全運営という観点から行政システムの構造的な改革を迫られています。

合併は、自治体規模の拡大、再編により行政システムの抜本的な改革を目指すものであり、この地方分権時代に対応する積極的なまちづくりを可能とするものです。

今後、糸魚川市・能生町・青海町の1市2町が合併することは、スケールメリットを活かすことはもとより、国・県の財政支援措置も活用しながら、地域の振興や発展を促すための諸施策を総合的に展開することで、住民生活の向上や地域の活力づくりを推進することができます。

(3) 行財政基盤の強化と住民福祉の維持向上

少子高齢化の進展は、若者を中心とした生産労働人口の減少等を招き、これにより地域活力の減退という構図となり、さらには、医療や福祉等の社会保障制度の面から財政需要の増大をもたらしています。このような社会経済情勢の変化に併せ、住民の価値観やライフスタイル、就業形態等は多様化し、住民の行政に対するニーズも高度化、複雑化しています。

こうした中で、地方自治体の自主財源となる地方税収入は、景気の長期低迷等の影響を受け非常に厳しい状況にあり、また、国においても、財政事情が苦しいことから、地方行政に対する従来通りの手厚い支援は望めない状況となっています。

糸魚川市・能生町・青海町の1市2町においても、全国の地方自治体と同様に財政状況は非常に厳しく、将来にわたって現行の行政サービス水準を維持していくことは困難な状況になりつつあります。

こうした課題を解消するためには、合併により一層簡素で効率的な行政体制の確立に努め、行財政基盤を強化し、自治能力を高める中で総合的な住民福祉の維持向上を図っていく必要があります。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、糸魚川市、能生町、青海町が合併後に新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併する市町の一体性の速やかな確立と住民の福祉の向上、新市の均衡ある発展を目指すものです。

なお、より詳細かつ具体的な内容については、新市において作成する総合計画（基本構想、基本計画及び実施計画）に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、その基本方針を実現していくための新市建設の根幹となる施策、公共的施設の適正配置と整備、新市の財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。

(4) その他（行財政運営の方針）

本計画は、1 市 2 町の基本構想をはじめ、国・県などの上位計画との整合性を図りながら、新市将来ビジョンを踏まえ策定します。

基本的な考え方は次のとおりです。

- ①新しい時代を見据え、長期的な視点に立つものであること。
- ②公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮するとともに、地域のバランスや財政事情などを考慮しながら整備すること。
- ③新市の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることのないように、健全な財政運営に努めるものとすること。
- ④新市建設を総合的かつ効果的に推進し、ハード面の整備だけでなくソフト面にも配慮すること。
- ⑤新市のまちづくりを一体的に推進できる計画とし、その計画の実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準や文化水準を高めるとともに、併せて行政組織及び運営の合理化を図ること。

C

C

II 新市の現況と課題

○

○

1. 1市2町の現況

(1) 沿革

糸魚川市・能生町・青海町の1市2町においては、明治21年6月の内務大臣訓令により、それまで自然の集落を基礎としていた小規模な町村が集約され、明治34年に3町15村となりました。

昭和28年には町村合併促進法が施行され〔昭和の大合併〕、それにより糸魚川市では、昭和29年6月1日に1町8村が合併し糸魚川市となり市制を施行しました。昭和29年10月1日には今井村の一部が糸魚川市に編入されました。能生町では、昭和29年10月1日に、能生町、能生谷村、磯部村、木浦村の1町3村が合併し、新たに能生町となりました。また、青海町では昭和29年10月1日に、歌外波村、市振村、上路村及び今井村の一部が青海町に編入され、新たに青海町となりました。

このような経緯を経て、現在の糸魚川市、能生町、青海町の1市2町が形成されました。

(2) 位置と地勢

新潟県の最西端に位置し、北は日本海、西は富山県に接し、南は北アルプス連峰に連なる県内最高峰の小蓮華山(2,769m)や頸城連峰の活火山である焼山(2,400m)が連なっています。中部山岳・上信越高原国立公園、親不知・子不知県立自然公園や久比岐・白馬山麓県立自然公園をはじめ、海岸、山岳、渓谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。

また、森林資源やヒスイ・石灰石等の鉱物資源や水資源など地域資源が豊富で、フォッサマグナについては日本列島生誕の謎を秘めた世界的な学術資源となっています。

反面、地すべり、風水害、波浪等の自然災害が発生しやすく、また、豪雪地帯であることから住民生活に大きな影響をもたらしています。

(3) 面積

糸魚川市の面積は466.62km²、能生町の面積は150.49km²、青海町の面積は129.13km²であり、合計するとその総面積は746.24km²となります。これは、東京23区の面積合計(621.22km²)をも上回ります。しかし、その多くは急峻な山林原野であり、総面積の92.7%を占めています。

(単位: km ² 、%)				
	総面積	宅地	農地	山林原野等
糸魚川市	466.62	5.98	30.63	430.01
能生町	150.49	1.71	12.50	136.28
青海町	129.13	2.24	2.00	124.89
合 計	746.24	9.93	45.13	691.18
比 率	100.0	1.3	6.0	92.7

資料：市町統計資料

(4) 人口・世帯

①総人口

平成 12 年国勢調査における総人口は、糸魚川市が 32,003 人、能生町が 10,858 人、青海町が 10,160 人であり、合計するとその総人口は 53,021 人となっています。

しかし、各市町とともに少子高齢化の急速な進展と、若年層の流出が続き、今後も人口減少が進むものと予測されています。

	(単位：人)			
	1985 年 (昭和 60 年)	1990 年 (平成 2 年)	1995 年 (平成 7 年)	2000 年 (平成 12 年)
糸魚川市	35,797	34,047	32,931	32,003
能生町	13,062	12,052	11,334	10,858
青海町	11,753	10,704	10,515	10,160
合 計	60,612	56,803	54,780	53,021

資料：国勢調査

②世帯数

世帯数及び世帯人員は、昭和 60 年から平成 2 年にかけては各市町ともに世帯数が減少しましたが、その後増加に転じています。

一方、総人口は減少し続けており、その結果 1 世帯当たりの人員数も減少し続けていますから、核家族化が進んでいます。

		(単位：世帯、人)			
		1985 年 (昭和 60 年)	1990 年 (平成 2 年)	1995 年 (平成 7 年)	2000 年 (平成 12 年)
糸魚川市	世帯数	10,348	10,244	10,561	10,863
	世帯人員	3.46	3.32	3.12	2.95
能生町	世帯数	3,517	3,243	3,282	3,259
	世帯人員	3.71	3.72	3.45	3.33
青海町	世帯数	3,693	3,335	3,535	3,570
	世帯人員	3.18	3.21	2.97	2.85
合 計	世帯数	17,558	16,822	17,378	17,692
	世帯人員	3.45	3.38	3.15	3.00

資料：国勢調査

③年齢三区分別人口

年齢三区分別人口は、年少人口（0 歳～14 歳）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少し、その一方で老人人口（65 歳以上）が増加しています。平成 12 年には老人人口の割合〔高齢化率〕が 27.2% となっており、すでに高齢社会となっています。

		(単位：人、%)					
		1985 年 (昭和 60 年)	1990 年 (平成 2 年)	1995 年 (平成 7 年)	2000 年 (平成 12 年)		
単位		人	%	人	%	人	%
年少人口 (0～14)		11,993	19.8	9,733	17.1	8,101	14.8
生産年齢人口 (15～64)		39,428	65.0	36,158	63.7	33,917	61.9
老人人口 (65～)		9,191	15.2	10,912	19.2	12,762	23.3
合 計		60,612	100.0	56,803	100.0	54,780	100.0

資料：国勢調査

(5) 産業

平成12年国勢調査における就業人口は、第1次産業が2,351人、第2次産業が10,675人、第3次産業が14,225人となっています。全就業者数は、昭和50年においては33,384人を数えましたが、年々その数は減少し、平成12年では27,257人と、昭和50年から18.4%の減少となっています。

(※どの産業にも属さない人がおり、数値は一致しない。)

産業別就業人口の構成比は、第1次産業が8.6%、第2次産業が39.2%、第3次産業が52.2%となっており、特に第1次産業は昭和50年と対比して大幅に減少しています。

単位	1985年 (昭和60年)		1990年 (平成2年)		1995年 (平成7年)		2000年 (平成12年)	
	人	%	人	%	人	%	人	%
第1次産業	5,790	17.9	4,026	13.4	3,391	11.6	2,351	8.6
第2次産業	12,720	39.4	12,456	41.6	11,810	40.2	10,675	39.2
第3次産業	13,774	42.7	13,465	45.0	14,131	48.2	14,225	52.2
合 計	32,284	100.0	29,947	100.0	29,332	100.0	27,251	100.0

資料：国勢調査

①第1次産業

農業生産額が著しく減少している状況です。昭和40年以降の都市化の進展による耕作面積の減少や、農業者の高齢化、米の消費の落ち込みなどがその原因です。

②第2次産業

本地域で採掘される石灰石を材料とする窯業（セメント）が製造業の中で大きな割合を占めていますが、近年市場環境の変化の中で出荷額が減少しており、地域経済への影響が出ています。

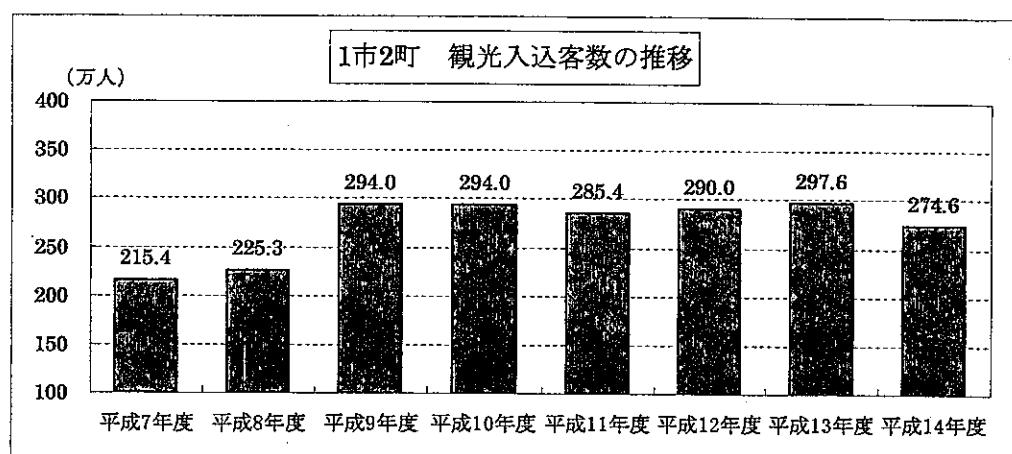
③第3次産業

小売業や卸売業の販売額が横ばいの傾向にあり、経済環境が厳しさを増す中で消費も伸び悩んでいます。それとともに、郊外型の大規模小売店舗の出店により中心市街地での買物割合が減少しています。

(6) 観光

海浜・山岳・渓谷・温泉・河川など海山川それが豊かな自然資源を有するとともに、文化財・名所旧跡などの文化的資源、さらにはヒスイやフォッサマグナなど日本を代表する稀有な資源にも恵まれています。これらに加え、農林水産物やさまざまな味覚、四季折々の祭りや行事等豊富な観光資源を有しており、多様な観光振興策が展開されています。

観光入込客数は、かつては年間300万人を超えていました。その後緩やかな減少傾向にありましたが、平成7年の水害による急激な落ち込みからも脱し、近年は290万人前後で推移しています。特に県外からの入込客数が全体の半数を超えており、周辺の観光地域とは異なった観光特性を有しているといえます。



資料：市町調査

(7) 公共交通ネットワーク

①道路

地域を東西に横断する北陸自動車道及び一般国道8号と、長野県大町市を結ぶ一般国道148号が広域幹線道路網として位置付けられています。

高速交通網の要である北陸自動車道には、地域内に能生IC、糸魚川IC、親不知ICの3つのインターチェンジがあります。一般国道8号は、地域内の海岸線を東西に走り、各地域を相互に結ぶ基幹道路として重要な役割を果たしています。また、一般国道148号は、中部圏域との交流に欠かせない道路であり、整備が推進されています。

地域内では、一般国道8号、148号と一般県道が櫛状に接続され、それらを補完する市町道、広域農道などの道路網が縦横に走っています。

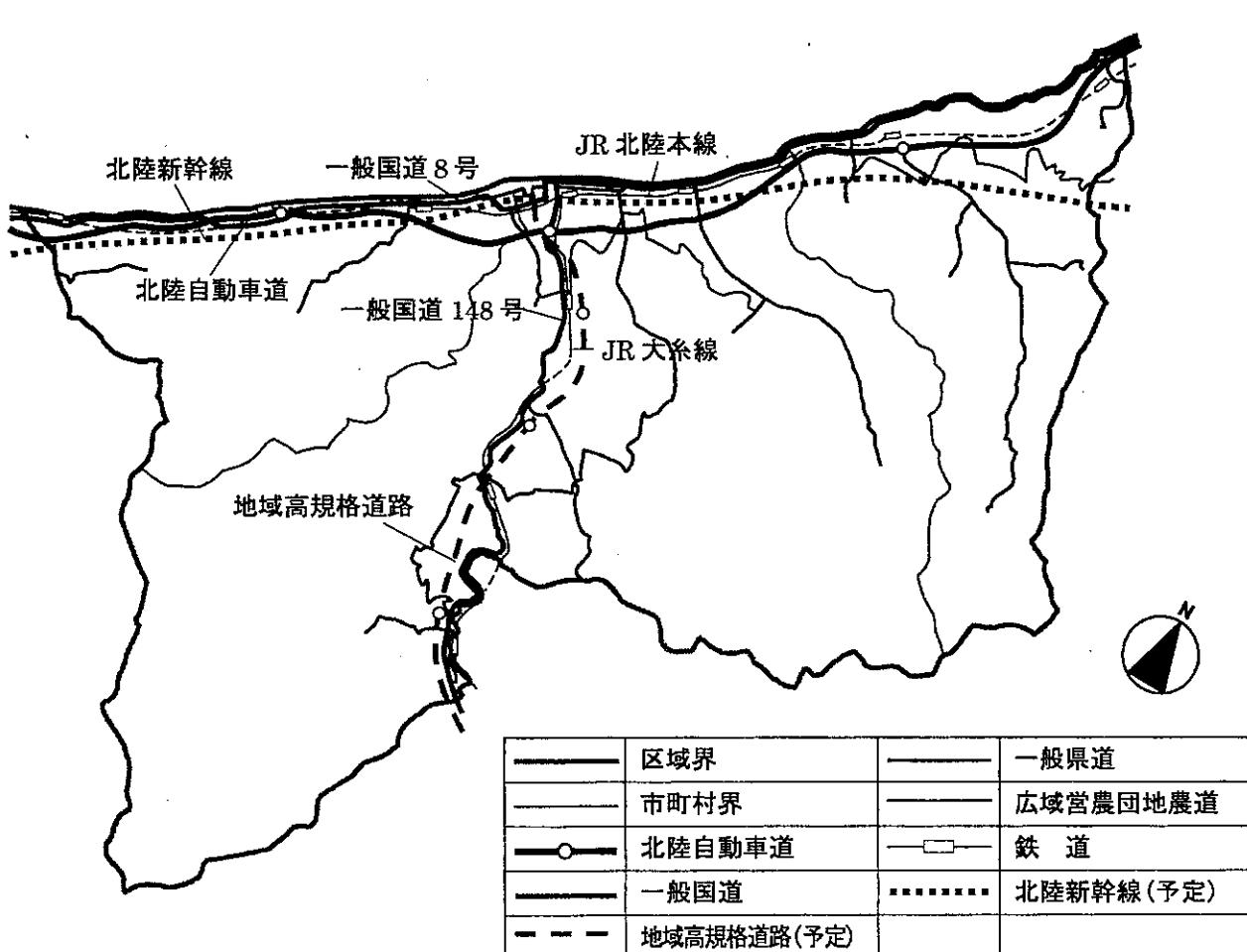
②鉄道

地域を東西に横断するJR西日本の北陸本線と、姫川沿いに糸魚川松本間を結ぶ大糸線が現在運行されています。

北陸本線では東から筒石、能生、浦本、梶屋敷、糸魚川、青海、親不知、市振の8駅、大糸線では糸魚川から姫川、頸城大野、根知、小滝、平岩の5駅がありますが、車社会がますます進展する中で鉄道利用者数が減少を続けています。

③バス交通

住民の足として利用されるバスは、民間バス会社により他地域とを結ぶ高速バスを含めた路線で運行されています。しかし、高速バスを除いた路線バスは、近年自家用車のさらなる普及により利用者の減少が続いていることから、県及び市町の運行費補助により運行を維持しています。また、バスの利便性向上に向けて地域内循環バスの運行などの試みも行われています。



(8) 行財政

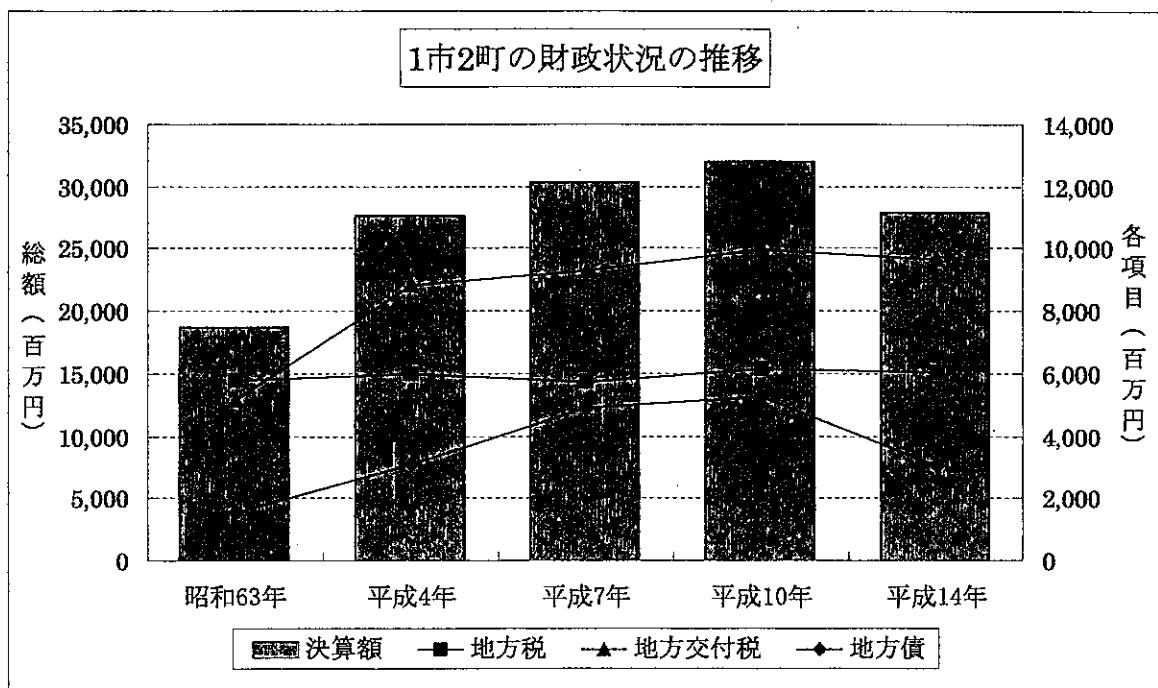
①1市2町の財政規模

1市2町の平成12年度から14年度の普通会計決算の平均値を単純合計すると、歳入額では、287億9,400万円、歳出額では、273億5,200万円となっています。

②1市2町の財政状況の推移

1市2町の決算額の総額を、昭和63年度（187億3,100万円）と平成14年度（278億6,700万円）とで比較すると、15年間で約1.5倍に増えています。

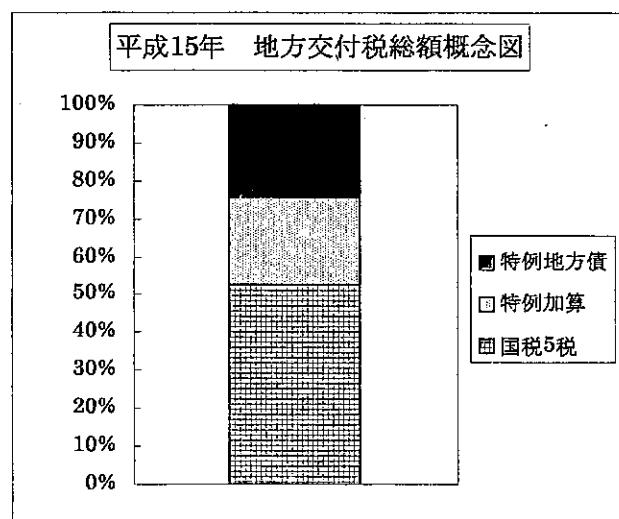
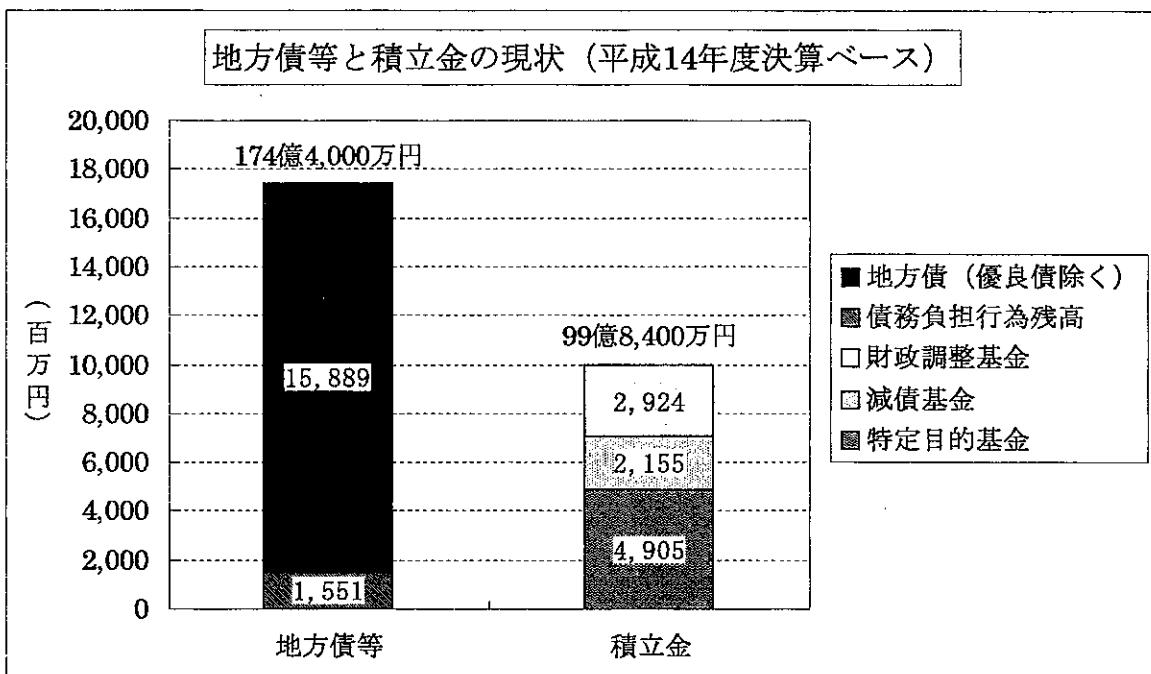
歳入面では、地方税の額はほぼ横ばいであるものの、決算額に占める割合が落ち込んでいます。逆に地方交付税※の占める割合が高くなってきており、その額も昭和63年度では51億9,100万円であったものが、平成14年度では96億5,900万円と約2倍になるなど、地方交付税に財源を依存する傾向が強くなっています。昭和63年度では、地方税額が地方交付税額を上回っていたのですが、平成元年度では逆転し、以後その差は大きく開いています。



③地方債等と積立金

1市2町の地方債現在高は、平成14年度末において、335億4,600万円となっています。しかし、利子を含めた返済額の一定割合が交付税措置される、いわゆる優良債が176億5,700万円含まれており、優良債を除いた純粋な負担となる地方債残高は、158億8,900万円になります。それに債務負担行為残高の15億5,100万円を加えた、平成14年度末現在の債務残高は174億4,000万円になります。

一方、積立金残高は、大規模事業等のために積み立てる特定目的基金等を含め、総額で99億8,400万円となっています。



*地方交付税

自治体ごとの税収の差をならし、全国どこでも一定水準の行政サービスが提供できるよう国税の一部を一定の算定ルールにより地方自治体に配分されるもの。

近年は財政事情の逼迫により、地方交付税の総額に占める、本来の財源である国税5税（所得税・酒税・法人税・たばこ税・消費税）は約53%にとどまり、不足分約47%は、地方財政計画により特例加算などでまかなわれている。

2. 1市2町の資源と課題

(1) 1市2町の資源

この地域は、豊かな自然と、その自然を背景にさまざまな歴史や文化が展開されており、さらにはこれらの資源を活かした施設や特産物など数多くの資源を創りあげてきました。

こうした中で、新市の発展に向けて柱となる資源は、地域の「活かしていきたい重要な資源（または資源群）」から、「自然」「奴奈川姫と翡翠」「食」「歴史と文化」「人」の5つに集約されます。

①自然

この地域は、日本海に面し、上信越高原国立公園、中部山岳国立公園、久比岐県立自然公園、親不知・子不知県立自然公園、白馬山麓県立自然公園の、2つの国立公園と3つの県立自然公園があり、海と山が同居する地域です。そして、その自然の中に広がる景観、海産物、温泉、美味しい水と空気など自然の恵みが満ちています。

さらに、地殻変動の重要な証拠としてフォッサマグナもあり、太古からの地球の営みが糸魚川の大地に刻み込まれています。また、日本最大級の鍾乳洞がこの地域に眠っています。

②奴奈川姫と翡翠

深々とした緑色の光を放つ魅惑の石・翡翠は、新市の代表的な資源です。

翡翠の産出地であるヒスイ峡は、国の天然記念物として保護されています。ヒスイ文化の一大センターであった長者ヶ原遺跡・寺地遺跡も国指定史跡として保存されています。また、長者ヶ原遺跡では遺跡公園が整備され、縄文体験学習などが行われています。

この翡翠にまつわる伝説として奴奈川姫伝説があります。古事記にも、越の国の奴奈川姫と出雲の國の大國主命とのロマンスがうたわれています。この地には今なお、「姫川」「姫春蟬(ヒカルゼミ)」「黒姫山」など、姫の名が息づいています。

③食

この地域では、カニや甘エビ・アンコウなど、魚種の豊富な地域であり、恵まれた水や自然環境を活かし、工夫によって、米、野菜、地酒、さらには越の丸ナスなどの特産物を創り上げてきました。

こうして、地のものを大切にした「食文化」を築いてきましたが、海の幸や山の幸に恵まれていることも、地域の誇りといえます。

④歴史と文化

この地域では、国指定重要無形民俗文化財である糸魚川の天津神社舞楽、根知山寺のおててこ舞、能生の白山神社舞楽、青海の竹のからかいなどの伝統行事が培われてきました。

また、日本海に面して砂丘の開けた場所であることから、古くより製塩が行われてきました。この塩などが内陸部へ運ばれた道が「塩の道」であり、戦国時代、敵である武田信玄に塩を送った上杉謙信の義塩の美談もこの「塩の道」から生まれました。

このように、この地域は歴史の舞台であり、歴史の舞台で繰り広げられたさまざまな文化が息づいています。

⑤人

この地域に住む人々は、厳しい自然環境の中でさまざまな労苦を重ねながらも、恵まれた資源を活かし、現在の姿を創り上げてきました。「地域づくりは人づくり」と言われるように、これから地域づくりを考える時、その中心となるのは「人」です。

幸い、1市2町では、郷土意識に裏打ちされた自主的な住民活動が展開されており、地域のさらなるまちづくりの最大の資源として「人」を位置付けます。

C

C

(2) 1市2町の課題

1市2町が今後ひとつの自治体として活動する上では、合併によるスケールメリットを追究し、ともに手と手を携えて、地域共通の課題を解決することが必要です。

1市2町が解決していくべき課題は、「少子高齢化対策」「地域経済対策」「地域ネットワーク対策」の3つに集約されます。

①少子高齢化対策

新市は新潟県内においても少子高齢化の進展が早く、人口の減少も顕著な地域となっています。今後一層地域全体の活力の低下が懸念されている中で、新たな地域を創るにあたっては、

- 住民生活に密着した福祉・保健・教育などのサービスを充実することにより、住みやすいまちづくりを推進することが必要です。
- シルバー人材の活用を通じた産業経済活動の活性化を図ることにより、生き生きと暮らせるまちづくりを推進することが必要です。

②地域経済対策

経済の低迷・構造改革等の情勢の中で、地域経済は厳しい状況にありますが、新市においては、現在予定されている北陸新幹線や地域高規格道路の建設などにより、地域経済が活性化されるに十分な期待を持つことのできる地域です。それらの効果により、他の地域との時間距離の短縮が進む中で、

- 魅力的なまちづくりや、豊富な地域資源を活かした産業の振興を図ることにより、日本海地域でのポテンシャルティ^{*}を高めることができます。
- 住民ニーズに対応した、ベンチャー企業^{*}やコミュニティビジネス^{*}など、多様な起業を支援することにより、地域経済の活性化を図ることが必要です。
- 定住・観光・交流に結びつく第二のふるさとづくりを図ることにより、人とモノが往来する、現代の新しい塩の道づくりを進めることができます。

③地域ネットワーク対策

新市のエリアは非常に広く、各地域を結ぶ地域間交通網の整備と生活交通の確保は住民生活に不可欠です。

また、地域情報ネットワークの整備等により利便性を向上させることが必要であるとともに、過疎化に対応するまちづくりを進めるために、

- 地域や集落間を結ぶ鉄道や道路の交通ネットワークを充実することにより、新しい地域の一体性を高めることができます。
- 現在の各庁舎を活かした地域の核となるコミュニティ施設を整備し、人と地域の交流ネットワークを充実することが必要です。
- コミュニティ・NPO^{*}・ボランティア等、組織や人材の育成を図ることにより、住民と行政の協働による自立したまちづくりを推進することが必要です。

*ポテンシャルティ

開発可能性

*ベンチャー企業

新しい技術や高度な知識を活用して、大企業では実現しにくい創造的・冒険的な経営を開拓しようとする新規小企業。

*コミュニティビジネス

地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用し、単に利益を追求するのではなく、安心快適でより豊かな地域を創造することを目指すを行う小規模ビジネス。

*NPO

[non profit organization の略。] 教育、社会福祉、環境保全、国際交流など、多様な分野において、利潤を上げることを目的としない活動を行う団体で、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得した団体（特定非営利活動法人）のこと。

C

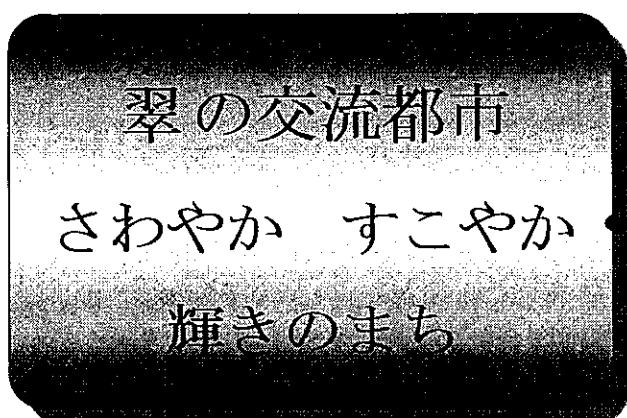
C

III 新市建設の基本方針

○

○

1. 新市の将来像



3. まちづくりの目標

① さわやかなまち

人々のパートナーシップや市民とともに、さわやかなまちづくりを進めます。

② すこやかなまち

すべての人々が健康でいきいきと仕事の場であるまちも産業も元気な進めます。

③ 輝きのまち

自然と都市、歴史と未来、伝統とあらゆるものが共生し、いきいきと進めます。

2. 将来像の基本理念

私たちが住むこの地域は、日本列島の中心に位置し、豊かな自然、翡翠など「翠」に象徴される地域特性を有しています。

過去から現在へと、当地域の発展は、「地域資源」と「交流」を基調とし、人々は、英知の地域資源を活かし、地域の文化を育みながら人・モノの交流を通して個性あるまちづくりを進めています。

現在、糸魚川地区では人とまち、そして自然が輝く観光文化都市を、能生地区では福祉の自然との調和あるまちづくりを、青海地区では、明るく活気みなぎる住みよいまちづくり成果を上げつつあります。

そしていま、新市の誕生により、翠に象徴される豊かな資源と発展基盤を有する、大きなしていくことが期待されます。そこで、大きく、豊かになった交流の舞台を活かし、新市の「さわやか すこやか 輝きのまち」と定めます。

「翠の交流都市」とは、地域の資源をさらに磨き、新たな翠の文化を創造しながら、産業など、まちづくりのあらゆる分野にこれを活用して、市民のいきいきとした活動と交流がもたらすまちを目指すものです。

の協働により、訪れる
りを進めます。

活動し、生活の場・
活力あるまちづくりを

創造、モノと文化など
輝くまちづくりを

される地域固有の資源と

と創意工夫によって、こ
を進めてきました。
充実、海や山などの豊か
を目指しており、その

交流都市へとさらに進化
都市像を「翠の交流都市

や教育、コミュニティな
らす、活力のある美しい

4. 基本方針

将来像

『翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち』
を実現するため、次の分野別の施策を推進していきます。

1. 便利で安心の快適都市づくり

- 1) 交通ネットワークの整備
- 2) 公共交通機関の機能充実
- 3) 情報通信基盤の充実

2. 自然がおいしい生活都市づくり

- 1) 環境・国土の保全と魅力ある公共空間の創出
- 2) 資源循環型社会の形成
- 3) 質の高い住環境の整備
- 4) 上下水道等施設の整備
- 5) 親雪・克雪、防災のまちづくりの推進

3. 翠輝く教育文化都市づくり

- 1) 幼児教育・学校教育の充実
- 2) 生涯学習の充実
- 3) 青少年の育成
- 4) 文化・スポーツの振興
- 5) 地域固有の歴史・文化の継承と創造

4. ふれあいすこやか健康福祉都市づくり

- 1) 少子高齢化対策の充実
- 2) 地域福祉と福祉サービスの充実
- 3) 市民自らの健康づくりの推進
- 4) 医療体制の充実

5. 交流いきいき産業都市づくり

- 1) 地域産業の活性化と雇用の安定
- 2) 魅力ある観光の振興
- 3) 農林水産業の安定と振興
- 4) 賑わいのある商業拠点の形成

6. 自立と協働の躍動都市づくり

- 1) 自立と協働のまちづくり
- 2) コミュニティ機能の強化と活動の支援
- 3) 効率的な行財政運営の推進

5. 主要指標

(1) 総人口

平成 17 年の合併時における総人口は、50,000 人を越えています。今後、各種施策を積極的に推進しますが、新市では少子高齢化が進行することが予測され、平成 26 年における総人口を 44,700 人と想定します。

	平成 17 年	平成 26 年
総人口	50,400 人	44,700 人



(2) 年齢三区分別人口

平成 17 年の合併時における年齢三区分別人口は、年少人口（0 歳～14 歳）が 6,200 人、生産年齢人口が 29,500 人、老人人口が 14,700 人ですが、平成 26 年においては、年少人口が 5,100 人、生産年齢人口が 24,500 人、老人人口が 15,100 人と想定します。

	平成 17 年	平成 26 年
年少人口	6,200 人	5,100 人
生産年齢人口	29,500 人	24,500 人
老人人口	14,700 人	15,100 人



(3) 世帯数

平成 17 年の合併時における世帯数は 17,650 世帯、1 世帯あたりの人員は 2.86 人ですが、平成 26 年においては、世帯数が 17,400 世帯、1 世帯あたりの人員は 2.57 人と想定します。

	平成 17 年	平成 26 年
世帯数	17,650 世帯	17,400 世帯
1 世帯あたり人員	2.86 人	2.57 人



(4) 産業別人口

平成 17 年の合併時における就業人口は 25,900 人ですが、平成 26 年においては 23,300 人と想定します。

また、第 1 次産業人口は 1,600 人、第 2 次産業人口は 8,900 人、第 3 次産業は 12,800 人と想定します。

	平成 17 年	平成 26 年
就業人口	25,900 人	23,300 人
第 1 次産業人口	2,200 人	1,600 人
第 2 次産業人口	10,200 人	8,900 人
第 3 次産業人口	13,500 人	12,800 人



IV 新市の施策

O

C

1. 戦略プロジェクト

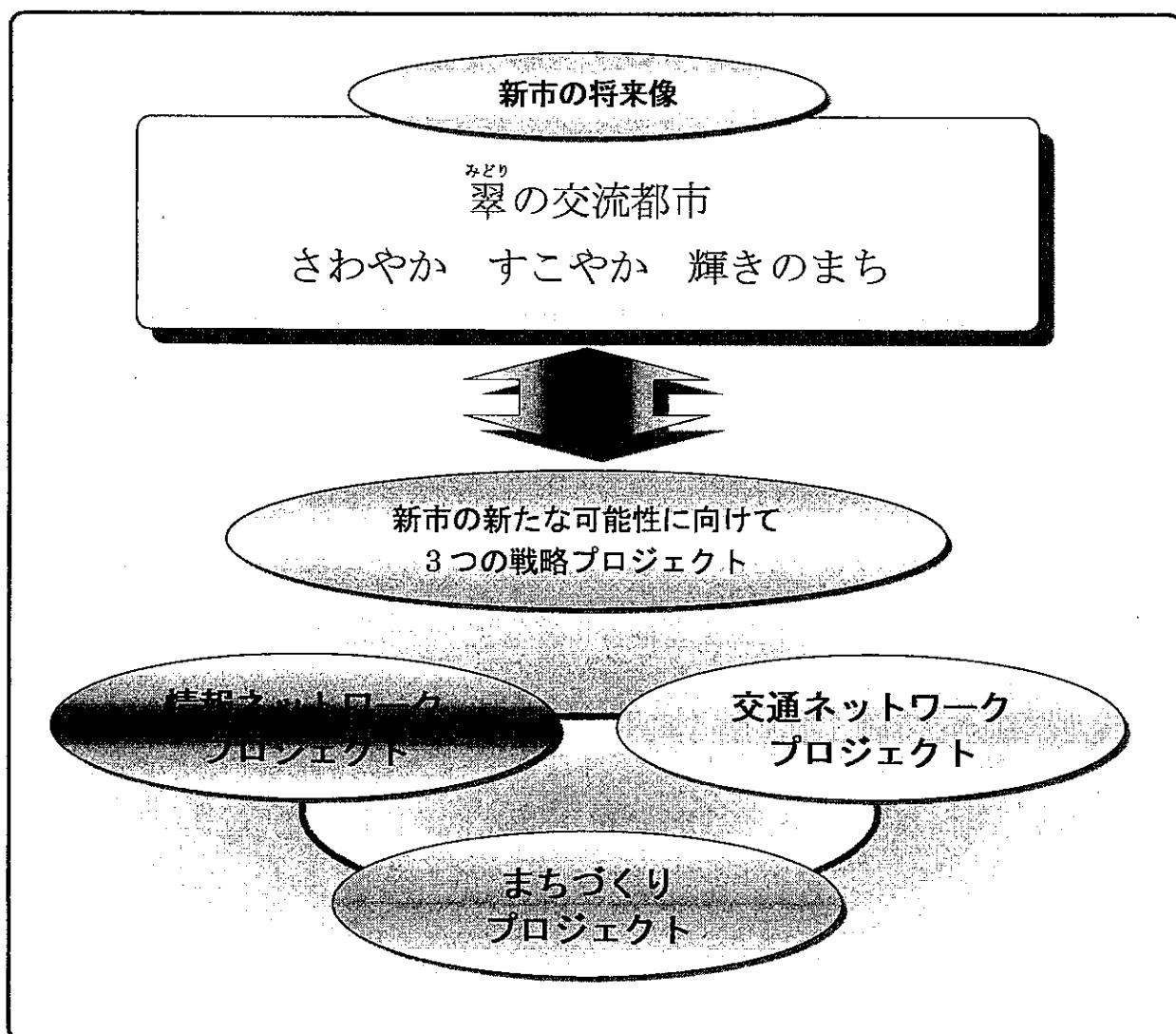
1) 戦略プロジェクトの目的と構成

【目的】

戦略プロジェクトは、本計画が目標とする『翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち』の実現を導くためのものであり、新市の主要な課題に対応する分野横断的な計画です。

【構成】

合併による効果が期待され、新市の地域特性や資源を重視した新たな施策・事業を中心とする、3つの戦略プロジェクトで構成します。



2) 新市を発展に導く、3つのプロジェクト

(1) 情報ネットワークプロジェクト

【プロジェクトの狙い】

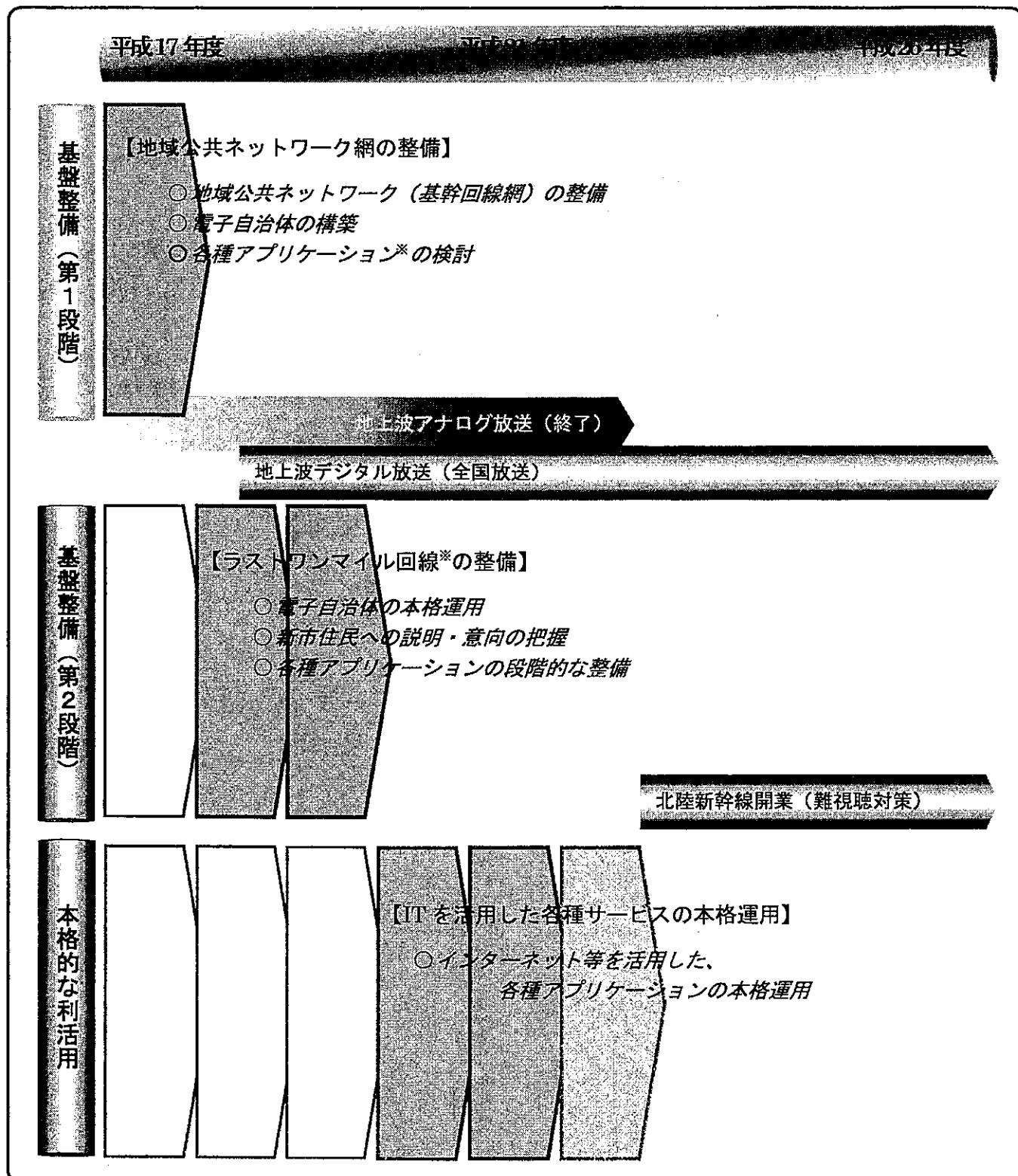
新市全域に光ファイバ網を整備し、すべての市民や企業が高い水準の情報通信を利用することができる環境づくりを推進します。

また、行政情報の提供や映像の送受信をはじめ、公共施設の利用予約・案内、各種申請・証明書交付、保健・医療・福祉サービスの強化、教育・文化の振興や住民参加の機会創出、コミュニティの育成支援など、今まで以上に市民に身近で、利便性の高い各種システムを構築します。

さらに、新たな企業の進出促進や起業支援、さらには既存企業における新たな産業活力の創出を促進するとともに、地域間での情報格差のない一体的な地域づくりを進めます。

プロジェクト名	事業名
情報ネットワークプロジェクト	地域情報ネットワーク事業
	e-まちづくり事業

【情報ネットワークプロジェクトは、次のような展開を予定しています。】



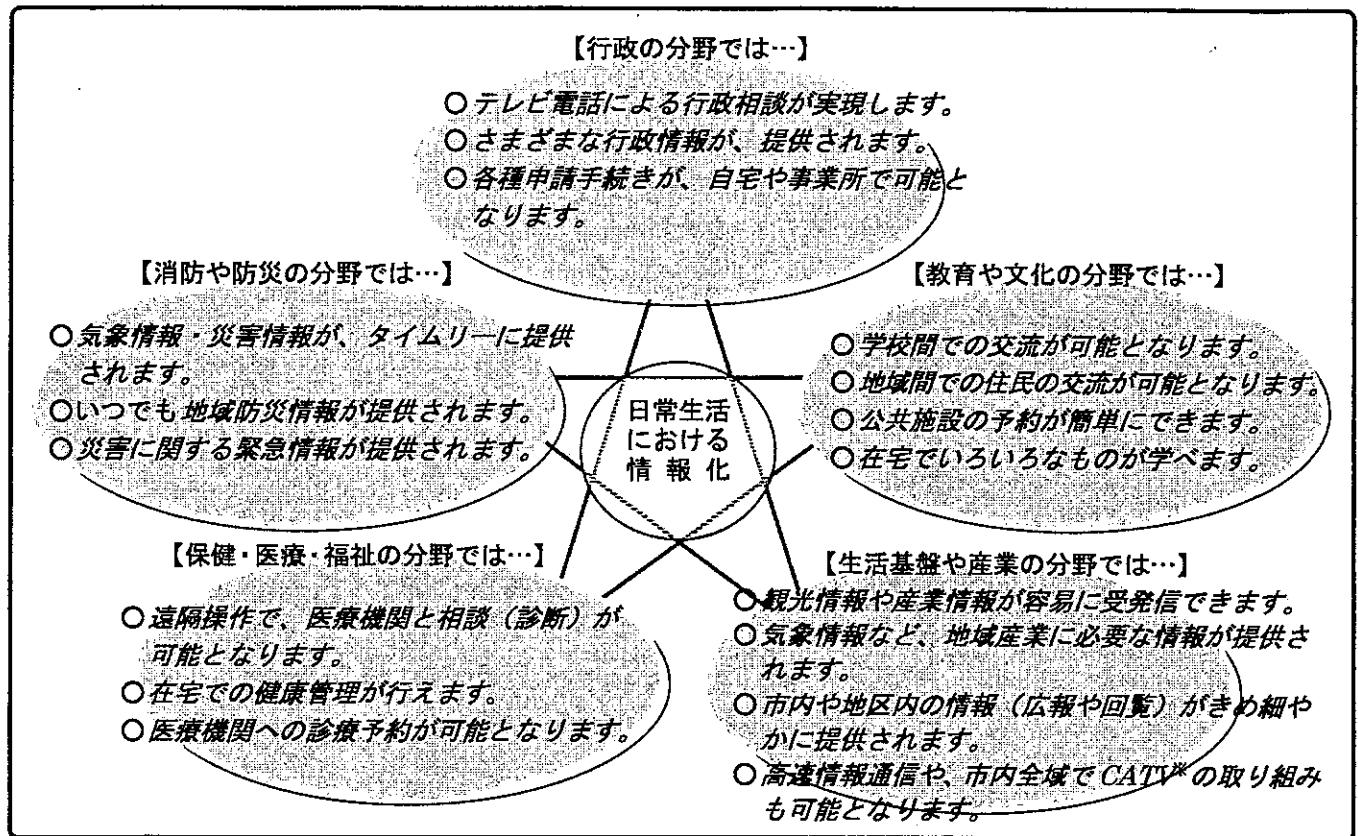
*アプリケーション

文章の作成、印刷、データの送信受信、画像処理など、パソコンで具体的な作業を行うためのソフトウェアのこと。正しくは、アプリケーション・ソフトウェアといふ。

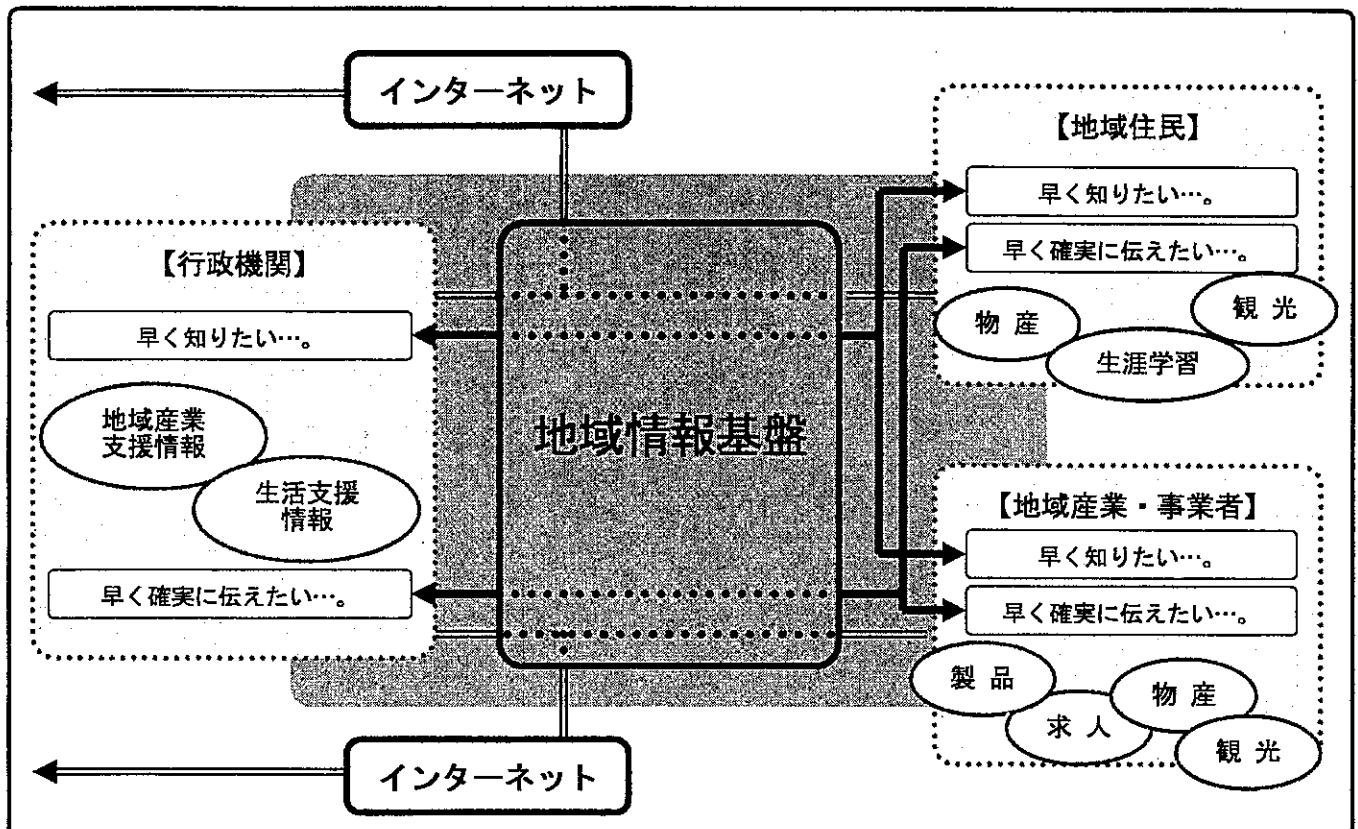
*ラストワンマイル回線

基幹回線網から家庭や企業に近接した「アクセスポイント（電柱等）」までの短い距離（「里程」ワンマイル）を接続する回線のこと。

【新市の情報化は、生活のあらゆる場面で展開されます。】



【情報化によって、地域の活性化を推進します。】



*CATV

同軸ケーブルまたは光ファイバで結んだ「有線テレビ放送（cable television）」の略。
多チャンネル・双向機能を有し、自主放送やインターネット接続などのサービス提供が可能。

(2) 交通ネットワークプロジェクト

【プロジェクトの狙い】

すべての市民や訪れる多くの人が、快適で利便性の高い交通機能を享受できる交通ネットワークの充実に向けた整備を推進します。

北陸新幹線の整備により高速交通体系がさらに整備され、広域的な地域間交流の実現がより一層可能となる中で、地域における円滑な交流の展開を導く、一般国道8号糸魚川東バイパスをはじめとする幹線道路網の整備促進を図ります。

また、市民一人ひとりの活動範囲が広がり、だれもが積極的に日常の社会生活に参加できる利便性の向上に向け、道路環境の向上に向けた整備を推進します。

さらに、新市の観光振興や物流機能の強化による経済活力の創出に努めます。

プロジェクト名	事業名
交通ネットワークプロジェクト	市道整備事業
	新幹線駅北口整備事業
	新幹線駅南口周辺整備事業
県事業	地域高規格道路松本糸魚川連絡道路整備促進事業
	道路整備事業（一般県道 青海水崎線）
	都市計画道路3・4・4中央大通り線
	道路整備事業（一般県道 西中糸魚川線（都市計画道路中央大通り線））
	道路整備事業（一般県道 川尻小谷糸魚川線）
	道路整備事業（一般県道 山之坊大峰小滝線）
	道路整備事業（一般県道 西飛山能生線）
	道路整備事業（一般県道 上路市振停車場線）
	交通安全施設等整備事業（一般県道 西飛山能生線）
	姫川港港湾改修事業

交通渋滞の緩和に向けた対策の推進

- 幹線道路網の整備を促進します。
 - 高速自動車道の市民優遇措置等により、利用促進を図ります。
 - 事業所の就業時間の集中緩和に向けて働きかけます。
 - 公共交通機関利用促進の仕組みづくりを研究します。

交通弱者にも優しい交通体系づくり

- コミュニティバス*と鉄道との連携や、在来線の新駅設置などを含めた「生活交通ネットワーク」構築の実現に向け取り組みます。

北陸新幹線を活用した地域の活性化

- ◎糸魚川駅周辺を整備し、新市の玄関口としてふさわしい顔づくりを行います。
 - ◎新幹線駅を核にした観光ネットワークと、交通ネットワークを形成します。

【新幹線駅周辺整備計画図】



*コミュニティバス

路線バスでは十分に対応しきれない部分において、高齢者・障害者への対応をも含め、地域住民の移動のしやすさを確保するために、公的な補助に支えられる場合が多い運行形態のバス。

(3) まちづくりプロジェクト

【プロジェクトの狙い】

すべての市民が、さまざまなまちづくりに積極的に参加することができる環境づくりを、まちづくりサポートセンターを核に展開します。

まちづくりサポートセンターは、新たにまちづくりを進める人材の育成やまちづくり団体の創出、産業振興、地域文化や伝統を次代に継承する意識の醸成、さらには地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

また、これまで培ってきた地域コミュニティの確保と充実を図ることにより、自主・自立の住民自治意識を確固なものとするとともに、地域の枠を越えた目的に応じたグループや組織の拡充等、好縁コミュニティ^{*}の活性化を支援します。そして、市民が主体となったスローライフ^{**}などまちづくり活動の展開も支援します。

さらに、市民のニーズに対応した行政サービス機能を確保するとともに、行政サービス機能を提供するだけでなく、市民のまちづくりや生涯学習機能を網羅した地域拠点施設を整備します。

プロジェクト名	事業名
まちづくりプロジェクト	青海支所整備事業
	生涯学習センター整備事業
	市民文化プラザ整備事業
	まちづくり振興基金造成

まちづくりサポートセンターの活動を展開するにあたっては、「地域審議会」「まちづくり担当課」「シンクタンク的機能を持った活動組織」を設け、市民のまちづくり活動を、センターとともに支援していきます。

「地域審議会」は、合併関係市町の区域を単位として設け、新市の施策に関して新市の長から諮問を受け、または必要に応じ意見を述べることができる新市の付属機関ですが、各種まちづくり組織との情報交換等によりまちづくりへの関与を図る機能も有しています。

「まちづくり担当課」は、新市の新しい機構として設置され、市民のまちづくり活動や、まちづくりサポートセンターの運営を支援する専門部署と位置づけ、まちづくりに係るソフト事業の推進を担当します。

「シンクタンク的機能を持った活動組織」は、地域が抱える課題を、論理的・総合的に考察し、具体的な解決策を提案する集団や活動組織です。まちづくりに取り組む市民や企業の英知を結集し、市民の知恵袋として活動を展開します。

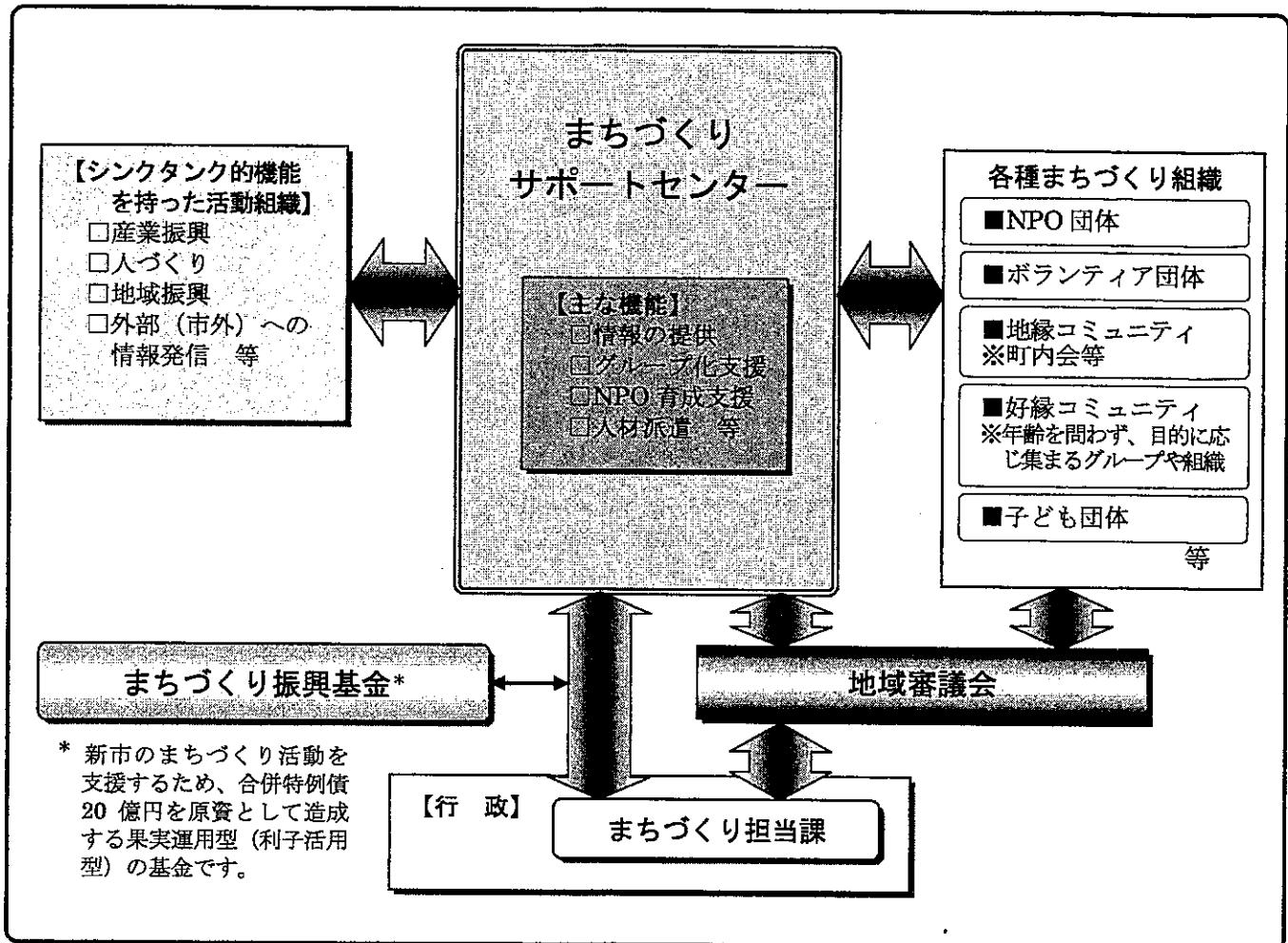
*好縁コミュニティ

年齢を問わず、目的に応じ集まるグループや組織のこと。新しいコミュニティの形態として広がっている。

**スローライフ

地域にある資源（人・心・モノ・自然等）に誇りをもって、積極的に活用し提供していく考え方。

【まちづくりプロジェクトは、まちづくりサポートセンターを核として展開されます。】



【まちづくりサポートセンターは、市民のまちづくり活動の拡大とともに進化していきます。】

【将来イメージ】

市民主体の「まちづくりサポートセンター」

- 市役所・支所等に設置します。
- まちづくり情報の収集・提供・発信をします。
- コミュニティ活動を支援します。
- 各種団体グループの交流の場を提供します。
- シンクタンク的機能を持った活動組織の育成支援をします。
- まちづくり振興基金活用の相談を行います。

まちづくり担当課

【新市誕生当初のイメージ】

まちづくり担当課を設置します。

- 地域別担当者を置きます。
- 地域審議会のお世話をします。
- 地域の課題等の相談窓口となります。関係各課に責任を持って連絡・相談します。
- 公民館施設でのまちづくり分野に関する事項を担当します。
- 自発的なまちづくりに関する相談をお受けします。
- まちづくり振興基金について、相談・交付を行います。
- まちづくりサポートセンターの機能を担います。
- まちづくりサポートセンターが市民主体で運営されるよう取り組みを進めます。

まちづくりサポートセンターを
市役所・支所に設置します。

2. 分野別施策

1) 便利で安心の快適都市づくり

新市を縦横に結ぶ道路ネットワーク網の整備を推進することにより、市民の生活利便性の向上と、地域活性化の推進を図ります。また、道路網とともに海上交通の活性化に向けた港湾の整備を進めます。

また、北陸新幹線駅周辺を新市拠点エリアとして整備するとともに、鉄道・バス・幹線道路・高速道路を一体とした交通基盤の整備を推進します。

さらに、光ファイバ網などの情報通信基盤の整備を推進することによって、高度情報社会の実現を図り、都市機能が充実し、安全で利便性の高い「便利で安心の快適都市づくり」を推進します。

【施策の体系】

(1) 交通ネットワークの整備

- ①広域幹線道路網等の整備
- ②市道等の整備
- ③港湾の整備

(2) 公共交通機関の機能充実

- ①鉄道の充実
- ②バス交通等の充実

(3) 情報通信基盤の充実

- ①情報通信基盤の整備

(1) 交通ネットワークの整備

①広域幹線道路網等の整備

市民が活発に行き交い、多様な地域間交流を支えるために、地域高規格道路をはじめ地域内道路網の整備と充実を図ります。

特に、一般国道8号、148号などの整備促進と、それに結ばれる市内の交通ネットワークの形成を図り、利便性の高い安心して暮らせる日常生活の確保、点在する観光地へのアクセス機能の向上、生産活動の活性化等の役割に十分配慮し、地域活性化へ結びつけます。また、一般国道8号や148号の補完的機能が求められる中、一般県道西中糸魚川線での今井橋架け替えや一般県道上町屋釜沢糸魚川線の整備、一般県道姫川港青海線での姫川橋架け替えについては、事業の実施に向けて関係機関と協議を行っていきます。

懸案となっている通勤時における交通渋滞の解消については、一般国道8号糸魚川東バイパスの整備促進や幹線道路網の拡充とあわせて高速自動車道利用の支援措置や事業所の勤務時間の変更等を働きかけるなど総合的に取り組みます。

施 策 名	事 業 名
①広域幹線道路網等の整備 (県事業・再掲)	地域高規格道路松本糸魚川連絡道路整備促進事業
	道路整備事業（一般県道 青海水崎線）
	都市計画道路3・4・4 中央大通り線
	道路整備事業（一般県道 西中糸魚川線（都市計画道路中央大通り線））
	道路整備事業（一般県道 川尻小谷糸魚川線）
	道路整備事業（一般県道 山之坊大峰小滝線）
	道路整備事業（一般県道 西飛山能生線）
	交通安全施設等整備事業（一般県道 西飛山能生線）
	道路整備事業（一般県道 上路市振停車場線）

②市道等の整備

市街地及び中山間地域において、市民生活に密着した市道等を計画的に整備します。

施 策 名	事 業 名
②市道等の整備	市道整備事業（再掲）

③港湾の整備

姫川港については、リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）※としての機能充実と取扱量の増大等に対応した整備拡充に努めます。

施 策 名	事 業 名
③港湾の整備（県事業）	姫川港港湾改修事業（再掲）

*リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）

広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる全国18港を対象に、海上静脈物流による臨海部産業の再生・活性化を目指して、リサイクル関連施設の立地促進港湾として整備を推進するもの。姫川港は平成15年4月に指定を受けている。

(2) 公共交通機関の機能充実

①鉄道の充実

新市の発展に大きな期待がかけられる北陸新幹線の早期開通と停車便数の確保に向け、関係機関に働きかけます。

北陸新幹線の整備に伴い経営分離される並行在来線については、市民の利用促進に努めるとともに、新駅設置等も含めた市民の利便性の確保と、経営分離後の健全経営等について関係団体と十分検討し、運営体制の確保に努めます。

②バス交通等の充実

市民が活発に行き交うことのできる地域内交流を支えるために、鉄道・バス・幹線道路など一体となり、すべての人が快適に不自由なく移動できる生活交通ネットワークの構築と充実を目指します。

また、路線バスについては、市民や訪問者の交通を確保するため、路線維持と同時に利便性の向上を図ります。

さらに、交通弱者の交通手段の確保に向け、観光・交流の活性化と連携するコミュニティバスの運行など総合的な検討を行います。

(3) 情報通信基盤の充実

①情報通信基盤の整備

新市の全域に、光ファイバ網の整備を進めるとともに、高速インターネット接続サービスなどの提供を促進します。新たなシステムの整備に当たっては、規模や内容に応じて、市民と行政の横断的な検討組織を設置します。

また、情報通信技術の活用を進めるに当たっては、利活用を支援する人材の確保や利用しやすい機器の導入支援、公共端末の設置など、誰もが利用しやすい環境整備を図ります。

なお、民間事業者の協力を得ながら、携帯電話の不感地域の解消を促進します。

施 第 名	事 業 名
①情報通信基盤の整備	地域情報ネットワーク事業（再掲）
	e-まちづくり事業（再掲）

2) **自然が美味しい生活都市づくり**

北陸新幹線の整備と並行した新しいまちづくりを進め、安全で快適な都市環境の実現を図ります。

また、恵まれた自然との共生を基本に、省資源化やリサイクルなどに努め、資源循環型の地域づくりを市民・行政が一体となって進めるとともに、上下水道の整備と都市ガスの安定供給などを進め、景観形成にも配慮した質の高い居住環境を整備します。

中山間地域については、その機能保全を重視し、うるおいと自然の恵みが享受できる、だれもが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、総合的な交通環境の整備や住宅・宅地の確保、消防・救急体制の充実や総合的な防災体制の強化などを図り、「自然が美味しい生活都市づくり」を推進します。

【施策の体系】

(1) 環境・国土の保全と魅力ある公共空間の創出

- ①自然環境と国土の保全
- ②魅力あるまちの顔づくりの推進
- ③中山間地域の整備
- ④うるおい環境の整備
- ⑤調和ある土地利用の推進

(2) 資源循環型社会の形成

- ①循環型社会の形成
- ②環境衛生の充実

(3) 質の高い住環境の整備

- ①住宅・宅地の整備
- ②公園緑地の確保

(4) 上下水道等施設の整備

- ①上水道の整備
- ②下水道の整備
- ③都市ガスの整備

(5) 親雪・克雪、防災のまちづくりの推進

- ①親雪・克雪のまちづくり
- ②消防救急・防災・防犯体制の充実

(1) 環境・国土の保全と魅力ある公共空間の創出

①自然環境と国土の保全

自然環境の保全に向け、海・山・川などの豊かな自然の適正な保護・管理に努めます。

森林や水辺空間の整備を進め、保護思想の普及と自然とのふれあいの推進を図るとともに、大規模開発行為等に対して適正な指導を行います。

また、人家・人命の安全の確保を図るために、山地・土砂災害を未然に防止するための森林の保全・育成や防災施設の整備促進など治山対策、河川整備による治水対策や離岸堤整備など海岸保全対策を計画的に進めます。

施 策 名	事 業 名
① 自然環境と国土の保全 (県事業)	河川整備事業（2級河川 前川）
	海岸整備事業（中宿海岸）
	港湾海岸侵食対策事業（田海・須沢地区）
	海岸整備事業（市振海岸侵食対策）
	急傾斜地対策事業（宮花町1区）
	えん堤整備事業（青海川）

②魅力あるまちの顔づくりの推進

新市の中心市街地である北陸新幹線駅周辺は、「新市のまちの顔・玄関」となることから、活気と魅力ある新市の拠点エリアとして整備を推進します。

また、役所周辺や駅周辺の商業集積地においても、観光・福祉・文化・コミュニティなど多様な機能を集積・誘導するなど地域住民・関係者と共に検討し総合的なまちづくりを推進します。

施 策 名	事 業 名
②魅力あるまちの顔づくりの 推進	新幹線駅北口整備事業（再掲）
	新幹線駅南口周辺整備事業（再掲）
	まちづくり交付金
	まちづくり総合整備事業

③中山間地域の整備

中山間地域においては、生活の利便性の向上に向けた各種整備を推進するとともに、都市生活者の交流や移住の受け皿となる環境づくりを推進します。

施 策 名	事 業 名
③中山間地域の整備	市道整備事業（再掲）
	道路整備事業（一般県道）（県事業・再掲）
	地域情報ネットワーク事業（再掲）

④うるおい環境の整備

バリアフリー※の推進やユニバーサルデザイン※の導入により、誰もが自由で安心できる市民生活ができ、市民や訪問者にやさしい都市環境の整備を図ります。

また、市民や都市住民との交流やふれあいの場となる、自然と調和する施設の整備に努めるとともに、市街地においては都市公園や河川緑地の整備を進め、中山間地においては憩いとふれあいの場の整備を進めることにより、安全で快適なうるおいのある環境を整備します。

⑤調和ある土地利用の推進

美しいまちづくりを進めるため、行政、市民、事業所等との役割分担と協働により、地域の個性を活かした都市景観や農村景観に配慮した土地利用の推進を図ります。

また、優良農地などの生産基盤の整備とともに、環境との調和に努めながら、商業施設や工業施設等の秩序ある導入を促進します。

さらに、これまで進めてきた各地域の魅力あるまちづくりの成果を踏まえ、それぞれの個性を活かしながら相乗効果を発揮していくよう、相互に連携した地域整備を進めています。

(2) 資源循環型社会の形成

①循環型社会※の形成

資源循環型の地域づくりを進めるため、市民の協力による分別収集の徹底や有価物集団回収の奨励、生ごみの堆肥化等ごみの減量化とリサイクルを推進します。

また、太陽エネルギーなど新エネルギーの導入を検討し、省資源・省エネルギー意識の高揚に努めます。

施 策 名	事 業 名
①循環型社会の形成	リサイクルセンター整備事業

②環境衛生の充実

公害防止、し尿処理施設の運営、火葬場の整備等生活環境分野全般について、地球環境の保全の視点で取り組みます。

施 策 名	事 業 名
②環境衛生の充実	火葬場整備事業

*バリアフリー

高齢者や身体障害者の日常生活の障害（バリアー）を取り除いた環境をつくること。

*ユニバーサルデザイン

建築物や一般向けの製品に高齢者や障害者向けの機能を取り込み、はじめから誰もが使えるように配慮されたデザインのこと。バリアフリー（障壁の除去）の考え方をさらに進めたもの。

*循環型社会

廃棄物等の収集、処理、再生、再資源化等の循環型の輪が完結したシステムを形成することにより、環境に負担を少なくした社会。

(3) 質の高い住環境の整備

①住宅・宅地の整備

北陸新幹線整備に伴う建物移転対策や宅地需要に対応するため、土地区画整理事業の促進と民間事業者による宅地開発を適正に誘導し、優良宅地の供給に努めます。

また、公営住宅については、住環境や高齢者・身体障害者対策、少人数世帯に配慮し整備するほか、多様化する住宅需要を踏まえ、特定優良賃貸住宅^{*}等の取り組みを必要に応じて行います。また、住宅建設を促進するため、低利融資制度の充実を図ります。

②公園緑地の確保

公園緑地の整備を進めるとともに、緑化意識を啓発し、市民ボランティア組織の協力により花いっぱい運動など緑化推進体制の確立に努めます。更に景観形成に配慮した質の高い居住環境の整備を促進します。

(4) 上下水道等施設の整備

①上水道の整備

公営の上水道・簡易水道は、安定的な水源の確保、施設の計画的な更新・耐震化等を進め、安全で安心して使える水を安定供給するとともに、未給水区域の解消と経営の健全化を図ります。また、簡易水道、小規模水道の広域化・公営化を進めるほか、集落水道事業者への適正管理・経営の指導を行います。

施 策 名	事 業 名
①上水道の整備	水道管網広域化事業

②下水道の整備

下水道については、快適で清潔な住みよい環境づくりと公共水域の水質保全を図るため、公共下水道、農業集落排水など地域に適した生活排水処理施設の整備推進と事業の早期完成を目指します。また、公共下水道の加入促進を図るとともに、整備区域外については、合併処理浄化槽の普及を推進します。

③都市ガスの整備

都市ガスについては、安定供給と安全確保のため、供給施設の更新、経年管の入れ替え及び導管網を計画的に整備します。また、冷暖房等に使用する需要家の開拓や事務処理の合理化を進めます。

*特定優良賃貸住宅

収入が一定基準の範囲内である中堅所得者向けの賃貸住宅。

(5) 親雪・克雪、防災のまちづくりの推進

①親雪・克雪のまちづくり

冬期間の市民生活、地域経済、社会活動の一層の安定・向上を図るため、冬期交通確保対策、克雪住宅の整備促進など、市民の理解と協力による克雪対策を進め、雪に強いまちづくりを推進します。特に、雪の多い中山間地域における除雪体制を充実し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、親雪・利雪のまちづくりを進めるため、雪が持つ多様な資源価値を観光面などに積極的に活用します。

②消防救急・防災・防犯体制の充実

消防防災については、新消防庁舎の機能を十分發揮し、常備消防職員の資質の向上と消防団員の確保、さらには技能の向上を図るなど消防力の強化を図るとともに、消防防災に対する意識の高揚を図ります。また、防災施設の整備や地震などの観測体制を強化し、予防対策と災害発生時における情報伝達の連携強化をすることで総合的な防災体制の強化を図ります。

救急については、救急救命士の養成など救急体制の高度化を図るとともに、医療機関との連携を強化するほか、市民への応急手当の普及に努めます。

また、犯罪のない安全な地域社会を築くため、防犯意識の高揚を図りながら、地域ぐるみの防犯活動を強化するとともに、防犯灯・街路灯の整備など防犯環境の整備を図ります。

施 策 名	事 業 名
②消防救急・防災・防犯体制の充実	防災行政無線整備事業
	消防団拠点整備事業
	消防分署整備事業

3) 翠輝く教育文化都市づくり

市民自らが地域の自然や文化の価値を認識し、発達段階における教育のあり方を考えるなど、教育文化に関する考え方を共有できる、個性ある教育を目指します。

また、農林水産体験学習や自然探索の環境整備の推進など、地域の自然と産業に学ぶ教育文化活動を推進します。

さらに、翡翠文化や奴奈川姫伝説などの固有の文化を地域全体で育み、家庭や地域などで生涯学び続けることのできる環境づくりに努めるとともに、教育・文化・スポーツに関する施設・環境の整備を図り、創造性と生きがいを育む「翠輝く教育文化都市づくり」を推進します。

【施策の体系】

(1) 幼児教育・学校教育の充実

- ①生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進
- ②教育環境の整備
- ③就学支援体制の充実

(2) 生涯学習の充実

- ①生涯学習体制の充実
- ②生涯学習基盤の整備

(3) 青少年の育成

- ①思いやりの心を育む教育の充実
- ②人間関係を構築できる、たくましい青少年の育成

(4) 文化・スポーツの振興

- ①芸術文化の振興
- ②生涯スポーツの振興

(5) 地域固有の歴史・文化の継承と創造

- ①地域固有の歴史・文化の継承
- ②地域固有の芸術・文化の創造と発信

(1) 幼児教育・学校教育の充実

①生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進

幼・小・中・高の発達段階に応じて学習内容が整理された教育の実践に努め、児童生徒一人ひとりを重視した教育を推進します。

また、児童生徒が学ぶことの楽しさを実感し、全体的な学力の向上を図ることができるようするため、児童生徒各自の特性や得意分野の把握に努め、学習成果を評価し、創造性や主体性を伸ばす教育を目指します。

地域特性を認識し、郷土に愛着と誇りを持てる人材を育成するため、農林水産業の体験学習や自然探索、地域の企業や文化財の見学など、自然、産業、文化などの地域資源を取り入れた教育を推進します。

児童生徒が見聞を広め、国際化に対応できる教育を推進するとともに、市域内の学校間の交流を活発に行ない、児童生徒のコミュニケーション能力を培う機会を設けます。

さらに、家庭や地域の教育力の向上に向け、家庭、地域、学校が連携する上で大きな役割を持つPTA活動の支援・充実を図ります。

②教育環境の整備

学校校舎の計画的な整備を推進するとともに、情報機器の整備に努め、児童生徒の教育環境の向上を図ります。

施 策 名	事 業 名
②教育環境の整備	小中学校整備事業（改築・大規模改修）
	学校給食共同調理場整備事業
	教員住宅整備事業

③就学支援体制の充実

障害児教育では、障害に応じた適正な教育を推進するため、養護学校や特殊学級との連携を図り、障害児教育のあり方の共通理解のもと、相談・指導体制の充実に努めます。

また、不登校児童・生徒の就学を支援するため、児童生徒や親との相談体制を整えるとともに、児童生徒の学習（授業）体制の充実に努めます。

(2) 生涯学習の充実

①生涯学習体制の充実

市民主体の観点から、市民の要望する学習項目の把握に努め、市民のニーズに的確に対応した生涯学習の推進を図ります。

また、必要な課題や現代的な課題の学習化に努めるとともに、少子高齢化や情報化、国際化に対応した学習活動の促進に努めます。

ふるさとや地域資源の学習を進めるため、講師等には地域の人材を積極的に登用するとともに、講義等の概要を広く公開し、自宅等どこにおいても学習できる環境を整備します。

②生涯学習基盤の整備

市民の生涯学習活動をより活発にするため、複合的機能を持つた拠点施設を整備するとともに、生涯学習の身近な拠点である公民館の機能の充実・整備に努めます。

また、生涯学習拠点施設間の連携を密にし、その体系化・構造化に努めます。

施策名	事業名
②生涯学習基盤の整備	市民文化プラザ整備事業（再掲）
	生涯学習センター整備事業（再掲）
	地区公民館整備事業

(3) 青少年の育成

①思いやりの心を育む教育の充実

家庭教育を重視し、人格形成の基礎期間とされる乳幼児期については、愛情に包まれ健全に育成されるように、親子に対する教育を行います。幼児期以降の子供を持つ親に対しては、子供の教育における悩み等の相談を受ける体制づくりを行います。

また、家庭、学校、地域が一体となって青少年の問題点等を吸い上げ対処し、健全な育成を図る組織や体制づくりを推進します。

②人間関係を構築できる、たくましい青少年の育成

社会の中で個として自立でき、社会に協調できる青少年を育成するため、青少年の悩みに対応する相談体制の確立に努めます。

人間関係を構築できる青少年を育成するため、親と子がふれあう場や、人と人とのふれあう場を提供できるよう、ボランティア活動等の実施を促進します。

(4) 文化・スポーツの振興

①芸術文化の振興

市民の芸術・文化への意識を高揚するため、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供します。

また、各種学習講座の充実を図ることで選択の幅を広げ、市民の芸術・文化活動への参加機会を提供し、さらには他地域との芸術・文化交流などを推進します。

施策名	事業名
①芸術文化の振興	市民文化プラザ整備事業（再掲）

②生涯スポーツの振興

スポーツによる市民の生涯にわたる健康づくり、体力づくりを促進するため、運動による効果の周知に努めるとともに、健康講座を兼ねたスポーツ講習会や、多種目によるスポーツ講習会等の開催を推進します。また、誰もが参加できるスポーツ大会の開催等により、スポーツによる交流を推進します。

また、市民のスポーツ活動への参加促進と併せ、効率的な施設利用を促すため、学校体育館やグラウンド等、各施設間の連携と使いやすさの確保に努めます。

さらに、ニュースポーツの振興と普及により、スポーツを楽しめる場の拡充に努めます。

新市が会場となる国民体育大会が市民の参加のもとに開催されるよう、市民意識の喚起と体制の充実に努めます。

(5) 地域固有の歴史・文化の継承と創造

①地域固有の歴史・文化の継承

市民一人ひとりが地域の歴史・文化の価値を自覚し、市民の郷土愛を喚起する機会を提供するため、文化財や地域の歴史を学習する講座の開催や、学校教育の中において文化財の見学、地域の歴史を学習する機会の提供に努めます。

また、かえがえのない地域の文化財を保存し継承するため、文化財の収蔵庫の整備を推進します。

施 策 名	事 業 名
①地域固有の歴史・文化の継承	文化財収蔵庫整備事業

②地域固有の芸術・文化の創造と発信

関係団体との連携により、奴奈川姫伝説や翡翠文化、糸魚川・能生の舞楽、青海の竹のからかい等、地域固有の文化財の継承を促進するとともに、新市における新たな芸術・文化の創造を目指します。

地域固有の文化財や日本列島生誕の謎を秘めた世界的な学術資源であるフォッサマグナ、いにしえの時代に翡翠文化の一大センターであった国指定史跡などの情報を地域の内外に広く発信し地域特性のアピールに努めるほか、交流活動との連携により、その活用に努めます。

4) ふれあいすこやか健康福祉都市づくり

急速に進む高齢社会に対応するため、お年寄りが働きがいや生きがいを感じ、元気でいきいきと活躍できる環境を整備します。

また、福祉サービスの充実、市民一人ひとりが福祉の担い手となるまちづくりを推進するとともに、医療・救急体制の充実や自らの健康は自らつくる意識の醸成を図ります。

さらに、安心して子供を産み育てられる子育て・保育環境の整備など、地域ぐるみでの子育て環境の整備を行い、「ふれあいすこやか健康福祉都市づくり」を推進します。

【施策の体系】

(1) 少子高齢化対策の充実

- ①子育て支援の充実
- ②高齢者の生きがい対策の充実



(2) 地域福祉と福祉サービスの充実

- ①地域福祉の充実
- ②福祉サービスの充実



(3) 市民自らの健康づくりの推進

- ①健康づくり拠点の整備
- ②健康づくり活動の推進



(4) 医療体制の充実

- ①医療体制の充実
- ②救急医療体制の充実

(1) 少子高齢化対策の充実

①子育て支援の充実

子育てを社会で支える環境整備を図るため、子育て相談窓口など地域の子育て支援の中核施設としての子育て支援センターを整備します。

また、働きやすい環境整備として保育所の充実に努め、子育て中の就労保護者の負担を軽減するため、延長保育や学童保育などの特別保育の拡充を図ります。

さらに、保育料や乳幼児医療費の軽減を図り、安心して子供を産み育てることができる、子育て環境の整備を推進します。

②高齢者の生きがい対策の充実

高齢者の生きがい対策として、生涯学習やスポーツなどを通じての同世代間の交流機会や、自らの人生経験と知識を活かした幼児、学童との交流機会の拡充に努めます。

また、シルバー人材センターへの参加などを通じての、地域社会やまちづくりの担い手としての参加機会の確保を図り、高齢者の余暇活動の充実や社会参加などを促進します。

さらに、シルバー産業の育成に努め、高齢者が生きがいを感じ、元気でいきいきと活躍できる環境を整備します。

(2) 地域福祉と福祉サービスの充実

①地域福祉の充実

市民一人ひとりが福祉の担い手となるまちづくりを推進するため、自治組織や町内会などの地域コミュニティ活動を促進し、地域社会における連帯感の醸成や相互扶助機能の充実に努めます。

また、地域福祉活動の中核をなす社会福祉協議会の体制強化に努め、ボランティアなどの地域福祉の担い手に活動の場を提供するとともに、NPO や福祉団体への活動支援や連携の強化、さらにはシルバー産業などの民間活力の参入に対する必要な支援策の検討を行うなど、地域福祉活動の拡充に努めます。

併せて、障害者の自立を促進するために、授産施設※や支援センターなどの自立支援施設の整備を推進します。

②福祉サービスの充実

高齢者や障害者が自宅で安心して暮らせるように、ホームヘルプサービスの利用の促進や、身近な相談助言窓口の確保と充実、住宅改善資金の融資など、各種サービスの充実による在宅福祉の充実を図ります。

また、自宅での生活や介護困難な高齢者や障害者のため、福祉サービスの向上と福祉施設の整備を推進します。

さらに、高齢者や障害者の社会参加を支援するため、ノーマライゼーション※の理念の普及に努めながら、公共職業安定所との連携強化による雇用確保や、自立に必要な訓練を行うなどの支援を行うとともに、公共施設のバリアフリー化に努めます。

*授産施設

雇用されることが困難な障害者に対し、就労や技能習得の機会を提供し、自立を助長していくことを目的とした施設。

*ノーマライゼーション

高齢者や心身に障害を持つ人たちも、地域とともに助け合い、他の人たちと一緒に暮らしていくことがノーマル(正常)だとする社会。

(3) 市民自らの健康づくりの推進

①健康づくり拠点の整備

市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるように、地域の健康づくりの拠点施設としての保健センターの機能の充実や総合健康センターの整備を推進するとともに、各種教室やイベントの開催など健康教育の充実を図り、健康増進意識の啓発と各種健康診査内容の充実と受診率の向上を図ります。

施 策 名	事 業 名
①健康づくり拠点の整備	保健センター整備事業
	総合健康センター整備事業

②健康づくり活動の推進

市民の健康づくりをより身近にかつ効果的に行うため、各種スポーツ、レクリエーションなどの大会や教室の開催を支援します。

市民の健康づくりへの参加を促すため、健康づくり教育を含めた指導者講習会を積極的に開催し、健康づくりの啓発者を兼ねた指導者の育成と確保に努めます。

また、生涯を通じて、笑顔と安らぎのある日常生活をすごせるよう、健康づくりに対する意識を育み、疾病の早期発見・早期治療、保健師などによる相談業務の機能強化など、保健・医療・福祉施策の推進と活動の充実を図ります。

(4) 医療体制の充実

①医療体制の充実

安心・安全で身近な医療体制を充実するため、二次医療圏※における診療科目の充実を図るよう関係機関に積極的な働きかけを行うとともに、医師や看護師などの医療従事者の確保に努めます。

恒常的な医療の受診機会を確保するため、医師会や病院の理解と協力に基づき、地域の実情に配慮した診療所の運営に努めます。

また、課題となっている精神科の充実を図るために、精神科の医師の確保に努めるとともに、自立、生活支援などのための施設を整備します。

施 策 名	事 業 名
①医療体制の充実	精神科診療所等施設整備事業

②救急医療体制の充実

365日・24時間の受診体制の確保に向け、一次・二次を含めた医療機関への支援を行い、救急医療体制の充実に努めます。

*二次医療圏

入院医療を提供する圏域のこと。広域市町村圏や保健所管轄区域などとほぼ等しく設定されている。（一次医療とは、初期段階の患者や比較的軽度の症状の患者に対応する医療〔体制〕をいう。）

5) 交流いきいき産業都市づくり

地域産業活性化の基となる既存企業の活性化のため、情報基盤や交通基盤、物流基盤の整備等、各種支援に努めます。

また、新たな地域産業の萌芽となるベンチャー企業やコミュニティビジネス等の起業を支援するとともに、若者の定住やU・Iターン者の受け入れ、交流活動と連携した新規定住の促進や就業促進体制の強化により、地域経済の活性化を図ります。

地域の基幹産業のひとつである農林水産業は、恵まれた自然を活かしつつ、生産体制の整備による安定と振興を図るほか、地域流通体制の整備により、販路の拡大や地産地消を推進します。

さらに、地域資源の一層の活用による魅力ある観光の振興を図りながら、小売商業拠点の形成、地域間の交流促進、情報発信機能の充実、体験型観光を含めた受け入れ事業を行い、「交流いきいき産業都市づくり」を推進します。

【施策の体系】

(1) 地域産業の活性化と雇用の安定

- ①既存企業の活性化
- ②起業化の支援
- ③安定した雇用環境の整備
- ④新たな人材の確保と育成

(2) 魅力ある観光の振興

- ①観光資源を活かした地域活性化
- ②体験型観光の推進
- ③受け入れ機能の充実

(3) 農林水産業の安定と振興

- ①農林水産業の活性化
- ②農林水産業の連携強化
- ③地域物産開発と地産地消の推進

(4) 賑わいのある商業拠点の形成

- ①中心商店街の整備
- ②郊外商業集積地発展の推進

(1) 地域産業の活性化と雇用の安定

①既存企業の活性化

新市にしかない、また新市ならではの“オンリーワン”づくりなど、個性と誇りが持て優位な事業展開が推進されるよう、情報ネットワークや交通ネットワークの整備を進めるとともに、既存企業を取り巻く環境の変化に対応した支援施策の充実や地域産業の連携強化等を商工会議所、商工会などの関係機関と連携して推進し、既存企業の活性化に努めます。

②起業化の支援

ベンチャー企業やコミュニティビジネス等の起業を促進するため、情報通信基盤の整備等を推進するとともに、海洋深層水の利活用や、異業種間交流の充実による起業機会の創出に努めます。

また、新分野の開発や進出の支援に向け、各種支援事業の拡充や情報提供の充実に努めます。この推進にあたっては、シンクタンク的機能を備えた活動組織の育成を支援し、地域産業の活性化を促進します。

③安定した雇用環境の整備

より多くの、そして優良な雇用機会を確保し提供するため、事業所団地や姫川企業団地などの情報通信基盤等インフラ整備に努め、工業団地等の利便性の向上を図るとともに、リサイクルポートに指定された姫川港周辺においては、リサイクル関連企業を始め、関連する企業の立地の促進に努めます。

また、インターネット等による工業団地等に関する情報の発信や、融資制度の充実、誘致の働きかけにより、優良企業の誘致を図るとともに、地域産業の活性化に努め、雇用の場の確保に積極的に取り組みます。

就業しやすい環境を整備し安定した雇用を確保するため、関係機関との連携を強め、広報誌やインターネット等を活用して就職情報の提供に努めるほか、新規学卒者等への就職支度金の利用促進に努めます。

④新たな人材の確保と育成

インターネットや広報誌等を活用し、若者や、地方での生活を望む人などに呼びかけを積極的に行い、Uターン^{*}やIターン^{*}を促進します。

また、子供たちや新規学卒者の企業見学やインターンシップ^{*}の機会を企業等と連携して設けることにより、地域産業への就業意欲を喚起し、地域循環型（地域の卒業生が地域で就職する）の雇用環境の形成に努めます。

*インターンシップ

学生が在学中に自らの専攻に関連した就業体験を行う制度。

*Uターン

都市部等に就学・就職していた人が、出身地（ふるさと）に戻ること。

*Iターン

都市部等に生まれ育った人が、地方圏に移住すること。

(2) 魅力ある観光の振興

①観光資源を活かした地域活性化

歴史・文化・景観・自然・食・各種イベント等、豊富な観光資源を有する新市の総合的な観光振興体制を強化するため、観光関係団体や産業関係団体とともに観光資源の活用を図ります。

多くの観光施設、文化財、公共施設を包括した観光ルートを構築し、全市的な観光拠点ネットワークを構築します。

また、地域資源を活かした観光を推進し、農林水産業の体験型観光の推進や、全市を挙げたイベントの開催、スローライフのインストラクターの養成、観光情報システムの拡充による情報発信機能の強化など、地域の活性化を図ります。

②体験型観光の推進

都市住民や児童生徒などを対象とする農林水産業などの体験型観光を推進するとともに、各種観光資源の活用と提供を併せて行うことにより、交流人口の増加を図ります。

また、観光拠点施設における地域物産の優先的な販売支援を行うことにより、他には見られない新市独自の観光イメージの醸成と生産者の付加価値経営への支援を行います。

③受け入れ機能の充実

観光関連事業従事者全てが観光客を“もてなす”という意識を共有し、観光客の受け入れ体制を強化します。

また、施設面では、各観光施設の駐車場の拡大や観光情報システムの積極的な活用による施設案内の充実、さらには観光施設までの案内看板の設置を進めます。

(3) 農林水産業の安定と振興

①農林水産業の活性化

農道、林道、漁港などの生産基盤の整備を進めます。

農業においては、従事者の高齢化と担い手の不足、またそれによる不耕作地の増加に対応するために、農地の利用集積の検討、農事生産法人の設立検討など集落営農や複合営農等の推進を検討し、地域農業の安定に努めます。

林業においては、森林の有する公益的機能の確保に向け、間伐等による健全な森林の育成を推進します。また、森林空間の利活用を促進するため、森林レクリエーションの実施や、散策道の整備を進めます。

水産業においては、産・官・学の連携による加工食品の研究を推進することにより、付加価値経営への展開を支援します。

施 管 球 名	事 業 名
①農林水産業の活性化 (県事業)	中山間地域総合整備事業（西海地区）
	中山間地域総合農地防災事業（早川西側2期地区）
	中山間地域総合農地防災事業（早川東側地区）
	広域営農団地農道整備事業（西穎城2期地区）
	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（須川下倉2期地区）
	一般農道整備事業（大洞地区）
	農地環境整備事業（高倉地区）
	林道開設事業（放山線）
	林道開設事業（海沢線）
	能生漁港 広域漁港整備事業（特定）
	筒石漁港 地域水産物供給基盤整備事業（一般）
	能生漁港 海岸保全施設整備事業（侵食対策）

②農林水産業の連携強化

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の組織間の連携を支援するとともに、各生産者団体や販売関係団体と消費者との連携を促進し、農林水産物の販路の拡大に努めます。

③地域物産開発と地産地消の推進

生産技術の高度化と地域物産開発機能の整備を図り、より安全で品質の高い生産物や特産品の開発を支援します。生産者には先進の生産技術などの情報提供やインターネットによる販売方法の指導など、付加価値向上のための支援を行います。

また、地産地消の推進に向け、市内の商店、飲食店、学校給食等を含めた、新市全体の流通体制を整備するとともに、現在進められているスローライフ活動と連携します。

(4) 脳わいのある商業拠点の形成

①中心商店街の整備

新たな新幹線駅の整備を見据え、新幹線駅周辺においては、地権者等と連携しながら、駐車場の整備や道路拡幅等、新幹線開通後の交流人口の受け入れを図る基盤の整備を推進します。

その上で、商店街の機能と魅力の向上のため、共同店舗化と業種転換を促進する支援制度の充実に努めます。

施 策 名	事 業 名
①中心商店街の整備	
〔関連事業〕	新幹線駅北口整備事業
まちの顔づくり（再掲）	新幹線駅南口周辺整備事業
	まちづくり交付金
	まちづくり総合整備事業

②郊外商業集積地発展の推進

地域購買力の流出を抑え、併せて流入を促進するために、郊外商業集積地については、アクセス道路の整備や周辺道路の拡幅を行い、利便性の向上に努め、脳わいのある商業拠点の形成を促進します。

6) 自立と協働の躍動都市づくり

市民の自主的・主体的な地域づくりを進めるため、住民自治組織の強化と育成に向け、地域コミュニティの機能強化やボランティア・NPO 等の住民活動への支援を推進します。

また、市民に開かれ、親しみのもてる公共施設の運営を行うとともに、住民ニーズに対応する市民の視点にたった行政サービスの提供を進めます。

さらに、情報公開等による市民に開かれた行政、効率的な行財政運営に努め、「自立と協働の躍動都市づくり」を推進します。

【施策の体系】

(1) 自立と協働のまちづくり

- ①新市まちづくり推進組織の確立と充実
- ②市民と行政との協働化の推進
- ③市民主導のまちづくり
- ④男女がともに参画するまちづくり



(2) コミュニティ機能の強化と活動の支援

- ①コミュニティ機能の強化
- ②自治組織・機能の充実



(3) 効率的な行財政運営の推進

- ①効率的な行政運営の推進
- ②行政サービスの均質な提供
- ③透明性の高い行財政運営の推進

(1) 自立と協働のまちづくり

①新市まちづくり推進組織の確立と充実

市民と行政が連携し、まちづくりを進めるために、新市まちづくり推進組織として、旧市町単位で住民の代表からなる組織の「地域審議会」を設置し、新市の均衡ある発展と自主自立を目指したまちづくりを進めます。

また、まちづくり振興基金を創設するとともに、多様な地域振興活動をサポートする、市民・企業・行政を横断するシンクタンク的機能を備えた活動組織の育成と充実を図ります。

施 策 名	事 業 名
①新市まちづくり推進組織の確立と充実	まちづくり振興基金造成（再掲）

②市民と行政との協働化の推進

新市の一体性と均衡ある行政サービスを確保し、活発な市民活動が展開できるようにするために、公共施設を活用した地域拠点として「まちづくりサポートセンター」を整備します。

これを核として、地域づくりの相談や支援機能の整備を図ることにより、市民自治組織の機能充実と活発化による住民参加を推進します。

③市民主導のまちづくり

自主・自立性を持った市民主導のまちづくりを進め、市民との協働を実現するため、行政情報の公開、積極的な広報広聴活動などを進め、市民参加の基礎となる情報をわかりやすく市民に提供し、行政と市民の「情報の共有化」に努めます。

このため、計画づくり、事業運営等のさまざまな場面での市民参画を拡充するほか、まちづくりについて、市民が自ら考え、互いに助け合いながら行動し、力を発揮できる環境づくりを行います。

情報の共有化を推進するにあたっては、電子自治体の構築を速やかに行うとともに、市民の活用の促進を図ります。

④男女がともに参画するまちづくり

女性も男性も社会のあらゆる分野に平等に参画でき、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に努めます。

そのために、人材の育成や、保育・介護の支援体制の充実を図り、男女がお互いに家族の一員として家事・育児・介護を担いながら、家庭生活と仕事や地域活動などのバランスのとれた生き方のできる社会をめざします。

(2) コミュニティ機能の強化と活動の支援

① コミュニティ機能の強化

地域のコミュニティを取り巻くさまざまな課題に対して、市民や各種団体と行政が連携・協働して、地域全体で課題を解決するため、相談体制の拡充などにより住民自治組織の機能が充実し活発化するよう、協働・連携のシステムづくりを推進します。

また、好縁コミュニティの活動や自立した地域活動を促進するため、ボランティア団体やNPO法人の設立・育成・支援を行い、市民と行政の協働のまちづくりを進めます。

② 自治組織・機能の充実

地域の高齢化が進む中で、自主・自立の地域コミュニティを守るとともに、旧市町ごとに異なる自治組織と機能について、新市合併後、早急に研究会組織を設け、市民が安心できる組織と機能の充実を図ります。



(3) 効率的な行財政運営の推進

① 効率的な行政運営の推進

合併による行政の効率化のメリットを追究し、定員管理の適正化に努め、弾力的な行政機構を構築します。

それにより、「市民にわかりやすく簡素な組織」、「機能性が高く効率的な組織」、「職員の能力が發揮しやすく活気ある組織」を実現するとともに、社会経済情勢の変化や行政課題に的確に対応し、市民の期待と信頼に応えることができる行政運営に努めます。

また、事業運営の民営化や業務のアウトソーシング（外部委託）※を積極的に推進し、行政運営のコストダウンに努めます。



② 行政サービスの均質な提供

居住地域によって行政サービスの受益格差が出ないよう、市民の視点やニーズに立脚した均質な行政サービスの提供に努めます。

そのため、地域審議会との密接な連携を図るとともに、まちづくりサポートセンターの機能を十分発揮するよう努めます。

また、新市の職員は、市民に満足される行政サービスの提供に努め、地域や市民とともに歩む姿勢と地方分権を担う意識の醸成を図り、それを実践できる能力の向上を図ります。

施策名	事業名
②行政サービスの均質な提供	青海支所整備事業（再掲）
	統合型地理情報システム構築事業

*アウトソーシング（外部委託） 行政事務の一部を民間等に委託し、事務の効率化と人件費等の節減を図るもの。

③透明性の高い行財政運営の推進

行政改革の推進とあわせ、情報公開により、効率的で透明性の高い行財政運営を推進するとともに、事務の電子化を進め、迅速で的確な行政サービスの提供に努めます。

また、国・県の財政支援を最大限に活かし、新市の基盤整備を計画的に進める一方で、後年に多大な財政負担が発生することのないよう、中・長期的な見通しに立った堅実な財政運営を推進します。

さらに、経常経費の削減を図りながら、自主財源の充実と確保、受益者負担の適正化に努めます。

○

○

C

C

V 新市における県事業の推進

○

○

1. 新潟県の役割

合併後の新市の一体性を強めるため、新市の建設計画に掲げられた県事業の重点的な整備促進を要望していくとともに、新市が魅力と活力ある市となるよう、事業推進に向けて関係機関と協議を行っていきます。

2. 新市における新潟県事業

1) 基盤整備分野

①道路

施 策 名	事 業 名
県道の整備	地域高規格道路松本糸魚川連絡道路整備促進事業
	道路整備事業（一般県道 青海水崎線）
	都市計画道路3・4・4中央大通り線
	道路整備事業（一般県道 西中糸魚川線（都市計画道路中央大通り線））
	道路整備事業（一般県道 川尻小谷糸魚川線）
	道路整備事業（一般県道 山之坊大峰小滝線）
	道路整備事業（一般県道 西飛山能生線）
	交通安全施設等整備事業（一般県道 西飛山能生線）
	道路整備事業（一般県道 上路市振停車場線）

②港湾

施 策 名	事 業 名
港湾の整備	姫川港港湾改修事業

2) 生活環境分野

①国土保全

施 策 名	事 業 名
国土の保全	河川整備事業（2級河川 前川）
	海岸整備事業（中宿海岸）
	港湾海岸侵食対策事業（田海・須沢地区）
	海岸整備事業（市振海岸侵食対策）
	急傾斜地対策事業（宮花町1区）
	えん堤整備事業（青海川）

3) 産業分野

①農業

施業名	事業名
農業の振興	中山間地域総合整備事業（西海地区）
	中山間地域総合農地防災事業（早川西侧2期地区）
	中山間地域総合農地防災事業（早川東側地区）
	広域営農団地農道整備事業（西頸城2期地区）
	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（須川下倉期2地区）
	一般農道整備事業（大洞地区）
	農地環境整備事業（高倉地区）

②林業

施業名	事業名
林業の振興	林道開設事業（放山線）
	林道開設事業（海沢線）

③水産業

施業名	事業名
水産業の振興	能生漁港 広域漁港整備事業（特定）
	筒石漁港 地域水産物供給基盤整備事業（一般）
	能生漁港 海岸保全施設整備事業（侵食対策）

C

C

VI 公共施設の適正配置と整備

○

○

1. 公共施設の適正配置と整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスが低下しないように十分配慮し、必要な機能の整備を図ります。



VII 財政計画

○

C

1. 財政計画の考え方

新市財政計画は、合併後の平成17年度から26年度までの10年間について、普通会計*ベースで作成したものです。

歳入歳出の各項目の積算にあたっては、原則として1市2町と広域行政組合の平成11年度から14年度までの4ヵ年の決算を基礎数値とし、新市建設計画の主要事業や調整方針に基づく影響分、その他合併に伴う増減をできるだけ反映しました。

1) 歳入

(1) 市 稅

市税については、現行税制を基本とし、人口や納税義務者の推移を勘案しながら推計しました。

(2) 地方交付税

①地方交付税は、自治体ごとの税収等をならし、全国どこでも一定水準の行政サービスが提供できるように、国税の一部を原資として国から地方自治体に配分される交付金です。

②地方交付税の今後の見通しは不透明ですが、基本的には「骨太の方針2003」で示された交付税総額を抑制する方向で推計しました。

③交付税のうち通常分については、平成16年度の各市町の予定額を基礎数値として、前半5年間は5%の減少率で、後半5年間は3%の減少率で削減し、それに合併に伴う臨時措置*分と特例措置*分を加算して推計しました。

(3) 国・県支出金

投資的事業は、新市建設計画事業分や合併による財政支援分を加算し、投資的事業を除く「消費的補助金」は、過去の実績等により推計しました。

(4) 市 債

市債とは、建物建設や道路建設など一時に多額の資金を必要とするときに国などから借り入れる借金です。

新市建設計画事業に沿って、主要事業等には合併特例債や過疎債等の優良債**を優先して見込みました。

その他の建設事業には、一般債等を計上しました。

(5) その他の収入

その他の収入とは、地方譲与税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰越金、繰入金、諸収入などで、過去の実績等による額を見込んで推計しました。

*普通会計

地方公共団体のすべての会計から、水道事業などの公営企業会計、国民健康保険や介護保険等の特別会計を除いた会計。

**臨時措置、特例措置

合併特例債事業に伴う償還金の一部が普通交付税で措置される等のもの。

**優良債

合併特例債など、償還金の一部が普通交付税で措置されるもの。

2) 歳出

(1) 人件費

①一般職

合併後 10 年間で 100 名（平成 14 年度対比）の削減を見込んで推計しました。

②特別職

議員については、2 カ年の在任特例と仮定して推計しました。

③各種委員会委員分

各種委員とは、選挙管理委員会や農業委員会などの各種委員会委員をいい、調整方針に基づく委員数で推計しました。

(2) 扶助費

扶助費とは、各種法令（生活保護法等）や条例に基づき、扶助される方に対して支出する費用（医療費助成や児童手当等）をいいます。

○ 推計では、過去の実績等に基づくものと、調整方針に基づくサービス水準の向上による影響額を加味しました。

(3) 公債費

公債費とは、市債として国などから借りたお金を返済するための経費をいいます。

○ 推計では、平成 16 年度までの市・町債に係る償還予定額に、新市建設計画事業等に伴う合併特例債を始めとした新たな市債に係る償還見込み額を加えて推計しました。

(4) 投資的経費

投資的経費とは、道路、学校などの公共施設の建設に充てる経費をいいます。

新市建設計画事業に基づき、合併特例債事業等の投資的経費を推計しました。

(5) その他経費

①物件費

○ 物件費とは、臨時職員の賃金、旅費、各種事業の委託料、消耗品、印刷費、郵便電話料などで、過去の実績や合併による経費削減を見込んで推計しました。

②維持補修費

○ 過去の実績を踏まえ、新市建設計画事業による施設管理状況を勘案して推計しました。

③繰出金

○ 繰出金とは、一般会計と特別会計との相互間において支出される経費をいい、各特別会計の実績推移、合併による経費削減効果及び合併調整方針に伴い影響する経費を見込んで推計しました。

2. 計画表

(単位：百万円)

歳 入 (a)	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H17~H26 計
① 市 税	31,294	31,236	27,357	25,687	25,287	23,547	24,509	23,155	22,066	21,176	255,314
② 地方交付税	5,697	5,510	5,493	5,412	5,225	5,223	5,166	4,978	4,918	4,845	52,467
内 特 例 措 置 分	9,423	9,015	8,644	8,074	7,833	7,720	7,628	7,514	7,434	7,305	80,590
③ 国・県支出金	288	336	399	241	393	503	627	723	847	915	5,272
内 合併臨時措置分	5,308	6,061	4,464	3,985	3,836	3,720	3,977	3,666	3,389	3,458	41,864
④ 市 債	150	150	150	200	200	200	200	200	0	0	1,450
内訳 (合併特例債)	3,292	5,174	3,856	3,444	3,637	2,195	2,821	2,080	1,811	1,110	29,420
(その他市債)	2,184	3,254	2,945	2,108	2,970	1,780	1,365	1,164	1,384	786	19,940
⑤ その他収入	1,108	1,920	911	1,336	667	415	1,456	916	427	324	9,480
	7,574	5,476	4,900	4,772	4,756	4,689	4,917	4,917	4,514	4,458	50,973

歳 出 (b)	31,294	31,236	27,357	25,687	25,287	23,547	24,509	23,155	22,066	21,176	255,314
① 人 件 費	4,493	4,474	4,289	4,224	4,159	4,094	4,011	3,946	3,881	3,816	41,387
② 扶 助 費	1,655	1,633	1,612	1,591	1,569	1,548	1,527	1,507	1,486	1,465	15,593
③ 公 債 費	4,821	4,371	4,132	4,229	4,142	4,468	3,840	3,930	3,939	3,913	41,785
④ 投資的経費	8,747	11,374	7,994	6,377	6,078	4,439	6,096	4,748	3,768	3,021	62,642
内訳 (普通建設事業費)	8,447	11,074	7,694	6,077	5,778	4,139	5,796	4,448	3,468	2,721	59,642
(災害復旧費)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	3,000
⑤ その他経費	11,578	9,384	9,330	9,266	9,339	8,998	9,035	9,024	8,992	8,961	93,907
内 物 件 費	3,057	3,019	2,980	2,940	2,901	2,963	2,921	2,879	2,835	2,791	29,286
内 維持補修費	573	575	579	582	584	587	591	595	598	5,841	
内 繼出 金	2,803	2,866	2,850	2,822	2,934	2,928	3,004	3,031	3,038	3,048	29,324

資料

- 1. 新市建設計画の策定経過について
- 2. 市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）
- 3. 糸魚川市・能生町・青海町合併協議会規約
- 4. 新市建設計画策定委員会規程
- 5. 糸魚川市・能生町・青海町合併協議会委員名簿
- 6. 新市建設計画策定委員会委員名簿
- 7. 幹事、事務局、建設計画検討チーム名簿

1. 新市建設計画の策定経過について

1. 合併協議会及び策定委員会の設置及び開催状況

平成14年	7月 5日	第1回糸西地域市町合併任意協議会 第1回～第11回（平成15年3月25日開催）
	7月 30日	第1回ビジョン策定検討委員会 第1回～第10回（平成15年2月17日開催） 新市の将来像 「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」
平成15年	7月 25日	糸魚川市・能生町・青海町合併協議会（法定）の設置
	8月 1日	第1回糸魚川市・能生町・青海町合併協議会 第1回～第15回（平成16年6月4日開催）
	9月 25日	第1回新市建設計画策定委員会 第1回～第15回（平成16年5月14日開催）

2. 建設計画策定委員会の協議状況

- 建設計画の策定方針及び協議スケジュール等について
- 新市将来ビジョンについて確認
- 分野別施策について（意見交換）
- 戦略プロジェクトについて（意見交換）
- 新市の施策について（新市建設計画の素案（意見交換））
- 新市建設計画中間報告（案）について
 - ・新市の施策、特例債充当事業の確認等
- 新市建設計画（案）について
 - ・主要事業及びソフト事業の検討
 - ・財政計画
- 地域審議会の機能について
- 住民向けダイジェスト版（案）の検討

3. 建設計画策定委員会主催による意見聴取

平成15年	10月 27日	「新市建設計画」首長の意見を聞く会
	11月 11日	「新市建設計画」議会議員の意見を聞く会
	11月 25日	糸魚川市議会
	11月 25日	能生町議会
	11月 13日	青海町議会
	11月 13日	3市町の中学生と市長・町長とのまちづくり懇談会
	11月 14日	「新市建設計画」の意見を聞く会（テーマ別・各種団体の意向把握）
	11月 14日	① 健康福祉分野
	11月 14日	② 教育文化分野
	11月 19日	③ 産業振興分野
	11月 20日	④ 地域づくり分野

4. 合併協議会での協議（新市建設計画策定委員会からの報告）

平成15年	9月 26日	第3回合併協議会 策定方針等の報告
	10月 29日	第4回合併協議会 分野別意見交換の協議経過報告
	11月 27日	第5回合併協議会 戦略プロジェクト意見交換の協議経過報告
平成16年	1月 15日	第7回合併協議会 新市建設計画（案）の中間報告
	1月 29日	第8回合併協議会 主要事業及びソフト事業の提示
	2月 27日	第9回合併協議会 新市建設計画（案）の修正、財政計画及び県協議の状況報告
	4月 19日	第12回合併協議会 新市建設計画（案）最終報告 提案・承認

2. 市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

1. 合併市町村の建設の基本方針
 2. 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
 3. 公共的施設の統合整備に関する事項
 4. 合併市町村の財政計画
- 2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があった場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。

6 第4条第18項又は前条第27項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から6月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第4条第1項又は前条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

7 合併市町村は、その議会の議会を経て市町村建設計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならぬ。

10 第4項及び第5項の規定は、第7項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。

3. 糸魚川市・能生町・青海町合併協議会規約

平成15年7月18日
糸魚川市・能生町・青海町合併協議会規約第1号

(設置)

第1条 糸魚川市、能生町及び青海町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(名称)

第2条 協議会は、糸魚川市・能生町・青海町合併協議会と称する。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市2町の合併に必要な調査研究
- (2) 1市2町の合併に関する協議
- (3) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (4) 前3号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、糸魚川市役所内に置く。

(組織等)

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 1市2町の長
- (2) 1市2町の議会が選出する議員
- (3) 1市2町の住民及び関係団体の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、1市2町の長が協議して定めた者

2 委員は、非常勤とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

2 会長及び副会長は、1市2町の長が協議し、前条第1項の規定により委員となるべき者の中から選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
その順序については、あらかじめ会長が指定するものとする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示し、会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長が別に定める。
- 6 会長は、必要に応じて1市2町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(小委員会)

第10条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会議に諮り会長が別に定める。

(新市建設計画策定委員会)

第11条 協議会は、新市建設計画策定について協議し、又は調整するため、新市建設計画策定委員会を置くことができる。

2 新市建設計画策定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長が別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、糸魚川市総務課市町合併調査室に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、1市2町の長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、1市2町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、1市2町の長が協議して定める。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、1市2町の監査委員の中から2人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年7月25日から施行する。

4. 新市建設計画策定委員会規程

平成 15 年 8 月 25 日
糸魚川市・能生町・青海町合併協議会訓令第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、糸魚川市・能生町・青海町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、新市建設計画策定委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、糸魚川市・能生町・青海町合併協議会(以下「協議会」という。)から付託された新市建設計画の策定に関し必要な調査検討を行い、原案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 協議会委員
- (2) 一般住民
- (3) 学識経験者等
- (4) 1市2町の職員

2 前項各号の委員は、1市2町の長が協議のうえ決定し、会長が委嘱する。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人

2 前項の役員は、委員の互選による。

(役員の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長の要請により、又は委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって進めるものとする。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の協議経過及び結果について協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月25日から施行する。

5. 糸魚川市・能生町・青海町合併協議会委員名簿

市町名	区分	役職名	氏名	備考
糸魚川市	行政	糸魚川市長	吉岡 静夫	会長
	議会	糸魚川市議会議長	古畑 浩一	
		糸魚川市議会市町合併調査検討特別委員会委員長	米田 徹	
	住民及び 関係団体 の代表者	糸魚川商工会議所会頭	高瀬 衛	
		糸魚川市市町合併調査検討委員会副会長	高瀬 正平	
		前糸魚川市女性プラン推進グループMOVE代表	金子 裕美子	
		元糸西地城市町合併ビジョン策定検討委員会委員長	白沢 賢二	
能生町	行政	能生町長	田中 勉	副会長
	議会	能生町議会議長	池亀 宇太郎	
		能生町議会広域合併検討調査特別委員会委員長	小笠原 修	
	住民及び 関係団体 の代表者	能生町市町合併検討委員会委員長	土田 貞夫	
		能生町市町合併検討委員会委員	中村 康司	
		能生町市町合併検討委員会委員	五十嵐須磨子	
		元糸西地城市町合併ビジョン策定検討委員会委員	松尾 徹郎	
青海町	行政	青海町長	小野 佳一	副会長
	議会	青海町議会議長	白山 新太郎	
		青海町議会合併調査特別委員会委員長	倉又 武雄	
	住民及び 関係団体 の代表者	青海町商工会会長	平野 拓二	
		青海町合併問題検討会議会長	八木 幸男	
		青海町合併問題検討会議委員	濱田 早苗	
		元糸西地城市町合併ビジョン策定検討委員会副委員長	小野 正悦	
共通	その他の委員	新潟県糸魚川地域振興事務所長	佐藤 仁人	(～H16.3.31)
		新潟県糸魚川地域振興局長	甲斐 元也	(H16.4.1～)

6. 新市建設計画策定委員会委員名簿

市町名	区分	役職等	氏名	備考
糸魚川市	協議会委員	糸魚川市市町合併調査検討委員会委員	金子裕美子	
		元糸西地城市町合併ビジョン策定検討委員会委員長	白沢 賢二	委員長
	一般住民	元糸西地城市町合併ビジョン策定検討委員会委員	歌川多喜司	
		糸魚川市市町合併調査検討委員会委員	齊藤房子	
		奴奈川青年会議所副理事長	岡澤 豊	
		団体職員	伊藤敏夫	
能生町	協議会委員	能生町市町合併検討委員会委員長	土田貞夫	
		元糸西地城市町合併ビジョン策定検討委員会委員	松尾徹郎	副委員長
	一般住民	元糸西地城市町合併ビジョン策定検討委員会委員	日野富保	
		能生町市町合併検討委員会委員	大久保利勝	
		能生町市町合併検討委員会委員	比後和泉	
		前能生町商工会青年部長	三宅治良	(~H16.1.15)
青海町	協議会委員	青海町合併問題検討会議委員	濱田早苗	
		元糸西地城市町合併ビジョン策定検討委員会副委員長	小野正悦	副委員長
	一般住民	元糸西地城市町合併ビジョン策定検討委員会委員	広瀬正樹	
		元糸西地城市町合併ビジョン策定検討委員会委員	野本幸	
		青海町合併問題検討会議副会長	梅沢光紀	
		青海町合併問題検討会議委員	嶋田優	
共通	学識経験者等	新潟県糸魚川地域振興事務所地域振興課長	村山一夫	(~H16.3.31)
		新潟県糸魚川地域振興局企画振興部地域振興課長	荻原寿彦	(H16.4.1~)
	1市2町の職員	専門部会・健康福祉部会長(糸魚川市福祉保健課長)	本間政一	(~H16.3.31)
		専門部会・健康福祉部会長(糸魚川市福祉保健課長)	小掠裕樹	(H16.4.1~)
		専門部会・産業経済部会長(能生町建設産業課長)	渡辺和夫	
		専門部会・教育部会長(青海町教育委員会 生涯学習課長)	山岸洋一	

7. 幹事、事務局、建設計画検討チーム名簿

【幹 事】

市町村名	役 職	氏 名	備 考
糸魚川市	幹 事 長	渡 辺 三 司	助 役
	幹 事	松 田 正 孝	総務課長 (～H16. 3. 31)
	幹 事	五十嵐 公 雄	総務課長 (H16. 4. 1～)
	幹 事	金 子 利 博	企画財政課長 (～H16. 3. 31)
能生町	幹 事	本 間 政 一	企画財政課長 (H16. 4. 1～)
	幹 事	小 松 敏 彦	助 役
	幹 事	小 林 忠	総務課長
青海町	幹 事	池 田 正 吾	総務課課長補佐
	幹 事	上 原 征 彦	助 役
	幹 事	野 本 忠 一 郎	総務課長
	幹 事	織 田 義 夫	企画財政課長

【事務局】

市町村名	役 職	氏 名	備 考
糸魚川市	事 務 局 長	松 田 正 孝	総務課長 (～H16. 3. 31)
		五十嵐 公 雄	総務課長 (H16. 4. 1～)
	事 務 局 次 長	田 村 邦 夫	総務課参事 (市町合併調査室長)
	総 務 班	山 本 将 世	総務課市町合併調査室総務係主査
	計 画 調 整 班	渡 辺 成 剛	同 上 計画調整係主査
	計 画 調 整 班	斎 藤 清 一	同 上 計画調整係主査
能生町	計 画 調 整 班	猪 又 悅 朗	同 上 計画調整係主任主事
	計 画 調 整 班 長	小 島 治 夫	総務課副参事
	総 務 班	高 野 一 夫	総務課主任主事 (～H16. 3. 31)
		山 本 喜 八 郎	総務課主任主事 (H16. 4. 1～)
青海町	総 務 班 長	清 水 克 夫	総務課課長補佐
	計 画 調 整 班	渡 辺 文 彦	総務課総務係主査

【新市建設計画検討チーム】

市町村名	役 職	氏 名	備 考
糸魚川市	企画財政課課長補佐 (企画係長)	斎 藤 隆 一	班 長
	企画財政課副参事 (財政係長)	渡 辺 勇	
能 生 町	総務課課長補佐 (企画係長)	池 田 正 吾	
	総務課副参事 (財政係長)	久保田 幸 利	
青海町	企画財政課参事 (企画係長)	山 崎 弘 易	
	企画財政課副参事 (財政係長)	斎 藤 孝	副班長

新市建設計画とは、糸魚川市、能生町、青海町の合併により誕生する新市の一體性の速やかな確立、均衡ある発展、住民福祉の向上を目指して策定された計画であり、その実現のために特に必要な、合併特例債を活用した主要事業などが挙げられています。

本計画は、住民選出委員等により構成された新市建設計画策定委員会を中心となって検討しました。策定にあたっては、住民の皆様などからご意見をお聞きする場を設けたほか、1市2町の既存の計画及び基本構想等との整合性を図り、新市将来ビジョンを基本にしています。

新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとしますが、基本構想等が策定されるまでの間は、本計画がその機能を有することとなります。

また、新市の基本構想等は、本計画を十分に尊重して策定することとなります。

糸魚川市・能生町・青海町合併協議会

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市役所内 3階

TEL 0255-52-1511

FAX 0255-52-8955

URL <http://www.city.itoigawa.niigata.jp/gapei/>

Eメール gapei@city.itoigawa.niigata.jp

